午前 9時56分 開 会

○委員長(小野德重君) 皆さん、おはようございます。時間前でありますけれども、皆さんおそ ろいですので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

審査が円滑に進むように各委員、そしてまた執行部の皆さんには何分のご協力をよろしくお願いいたします。

現在の出席委員は13名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第12号までの計12件であります。本日は、認定第1号 令和元年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても、本日質疑終了後に行います。

それでは、審査に入る前に井畑市長から挨拶をお願いいたします。

井畑市長。

○市長(井畑明彦君) おはようございます。ただいま委員長のほうからお話を頂戴いたしましたけれども、これより令和元年度の決算審査ということで、皆様方にもろもろの観点から慎重審議賜れれば幸甚でございます。決算書の随所に、令和2年度になってからコロナ禍といったところではあるのですけれども、その兆候が令和元年度の終わりから見え隠れしているといったあたりも、我々執行部もそうですし、議員各位もその辺りについてお感じになられているのではないかなと、そんなふうに思うところでございます。そういうことに鑑みますと、令和元年度から今年度、そしてこの先に至る様々な行財政運営はいろいろと工夫しながら進めていかなければいけないということが容易に想像できるわけでございますが、何分そのようなことも考慮に入れていただき、先般監査委員の方々からは意見書ということで頂戴しながら、私もその意見書について拝聴し、再確認をし、それから皆様のお手元にあります令和元年度の主な施策の成果等々を大切な資料としてお配りをさせていただいているところでございますので、その辺り、重ね重ねでありますが、併せてよろしくご確認いただいて、ご意見を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(小野德重君) ありがとうございました。

それでは、これより認定第1号 令和元年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。審査の進め方については、原則1款ごとに歳出から審査を行い、歳出終了後に歳入の審査を行います。また、各款に共通する事項の質疑は、歳出、歳入の各款の質疑終了後に行います。

ここで、各委員にお願いですが、質疑については複数の事項を一度に行わず、できるだけ1件 ずつ質疑されるようご協力をお願いいたします。また、委員及び執行部におかれましては、質疑 及び答弁については簡潔にお願いいたします。

お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小野德重君) ご異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) おはようございます。それでは、認定第1号 令和元年度胎内市一般 会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

初めに、事項別明細書に基づき歳出の主な内容を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、90ページをお開きください。第1款議会費では、19節負担金補助及び交付金で、政務活動費補助金のほか、市議会議員の報酬をはじめとした議会の運営に要する経費でございます。

次に、92ページから第2款総務費でございます。1項1目一般管理費では、1節報酬で136行政 区の区長報酬、12節役務費で通信運搬費、13節委託料で電話交換業務委託料、14節使用料及び賃 借料で人事給与システム賃借料のほか、職員の給料、手当等が主な支出であります。

次に、94ページの2目電算管理費につきましては、13節委託料で基幹系システム保守改修、番号制度対応作業、調達支援業務委託料、14節使用料及び賃借料で基幹系システム賃借料が主な支出であります。19節負担金補助及び交付金では、マイナンバー制度による情報連携のための自治体中間サーバー、プラットフォームに係る交付金を支出いたしました。

次に、3目文書広報費では、11節需用費の消耗品費で各種法令集等の追録、印刷製本費では、 市報たいないの印刷経費が主な支出であります。

次に、96ページ、4目財政管理費では、13節委託料で地方公会計制度財務書類等作成支援業務 委託料、14節使用料及び賃借料で財務会計システムの賃借料等が主な支出であります。

次に、98ページ、6目企画費につきましては、1節報酬で地域おこし協力隊4人分の報酬、8 節報償費でふるさと納税返礼品に係る経費を、13節委託料では統合型GIS保守委託料、ふるさ と納税業務委託料を、めくりまして100ページ、14節使用料及び賃借料で地域おこし協力隊員の住 宅借り上げ料や庁内情報ネットワークシステム、統合型GISサーバー等の賃借料が主な支出と なっております。19節負担金補助及び交付金では、デマンドタクシーのれんす号の運行に係る地 域公共交通協議会負担金、新発田地域広域事務組合負担金、合併振興基金運用益活用事業補助金、 プレミアム付商品券事業の交付金などを支出いたしました。

次に、7目財産管理費では、11節需用費で本庁舎の光熱水費、13節委託料で旧コーポカーボンデールと、めくりまして103ページになりますが、旧東学校給食センター解体工事設計業務委託料のほか、清掃当直警備業務委託料をはじめとした本庁舎関連の各種委託料が主な支出であります。

15節工事請負費では、旧村松浜小学校体育館、旧コーポカーボンデール解体工事費及びつつじが 丘地域学校連携施設整備工事費を支出いたしました。

次に、8目交通安全対策費では、1節報酬で交通安全指導員の報酬を、めくりまして104ページ、15節工事請負費ではカーブミラーの設置や修繕のほか、道路区画線整備に要した経費が主な支出であります。

次に、9目黒川庁舎費では、光熱水費をはじめとした黒川庁舎の管理運営に関する経費でございます。

次に、106ページ、11目諸費、15節工事請負費では、市が管理する防犯灯4灯の設置工事費を、19節負担金補助及び交付金で自治会、集落が管理する防犯灯の設置、修繕に要した経費の補助金が主な支出であります。

次に、2項徴税費、1目税務総務費は、税務職員の給与費等が主な支出であります。

108ページ、2目賦課徴収費では、13節委託料に土地家屋評価に係る委託料のほか、14節使用料及び賃借料において確定申告支援システム、家屋評価システムや、納税者や事業主などが市税の申告や各種報告をインターネットで行うためのeLTAX ASP使用料が主な支出であります。

次に、110ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では、職員の給料、手当等のほか、13節委託料で戸籍システムの保守委託料、14節使用料及び賃借料で住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システムの賃借料が主なものであり、19節負担金補助及び交付金では、個人番号カード関連の事務交付金を支出しております。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、選挙管理委員会の運営に係る経費でありまして、めくりまして112ページ、2目参議院議員通常選挙費、3目新潟県議会議員一般選挙費は、それぞれの選挙に要した経費であります。

次に、114ページ、5項1目統計調査費では、農林業センサス等の統計調査に要した経費が主な 支出であります。

次に、117ページまでの6項1目監査委員費は、監査委員の報酬など、監査委員事務局の経費で ございます。

以上で第1款議会費、第2款総務費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(小野德重君) それでは、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を行います。ご 質疑願います。

森本委員。

○委員(森本将司君) 99ページの8節報償費のふるさと納税返礼品なのですけれども、たしか年度途中で補正を組んで対応したと思うのですが、不用額が出たのは想定より少なかったから、余ってしまったのかという点と、あと前年に比べても大幅に返礼品が増えているということもあって、途中で返礼品がなくなるというか、返礼できないような、ロスしたようなことはあったのか、

その点お願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 今ほどのふるさと納税に関するご質問でございますが、不用額というところですけれども、返礼品の中には、まず返礼品については多めに予算措置したというのが1つございますし、何か月、例えば6か月連続でお米を送りますとか、そういったような内容の返礼品もございまして、年度またぎで翌年度に返礼品が支出が回るというものもあります。そういった複数の理由によって不用額が出ていると。一番は足りなくならないようにということで多めに予算計上したというところがございます。

あと、年度途中で返礼品が足りなくなるようなことがないのかということでありますけれども、 その都度各事業者のほうには委託業者のほうから在庫についての管理を行っておりまして、もし 万が一これ以上出せませんよということになれば、ポータルサイトのほうで品切れというような 表示をさせていただいたりということで、その辺の管理についても委託業者のほうでしっかりと やっていただいているということでございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 八幡副委員長。
- ○委員(八幡元弘君) 今の関連というか、あれで、ふるさと納税のお米とかだと長い期間、さっきおっしゃったように、送る形になっていると思うのですが、長い期間だと早めにサイトからもうオーダーできないような、売り切れではないけれども、申込みできない形になっているのですが、あれは期間的な問題なのか、個数が初めから決まっているのか、どういう形なのかなとちょっと疑問なのですけれども。1年とか半年とかだと、半年だったら普通に考えれば6か月あればオーダーできるはずなのに、10か月前からもうオーダーできなくなっていたりしているのです、あれ見ると。意味分からないかな。1回担当の人にも電話して聞いたのですが、いまいちよく分からなかったので、ちょっと説明願いたいのですけれども。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 担当のほうでうまく説明できなかったということなのですけれども、私がそれ以上の説明できるかどうかあれなのですが、先ほど申し上げたように、この業務委託を業者にお願いしておりますけれども、そちらと返礼品の出荷事業者とのやり取りの中でたまたまそういうような事例が出ていたというようなことだと思うのですけれども、例えば聞いたところによれば、新米との入替えのタイミングで、なるべく新米が大体数量確保見通しついてからということで一時休止とか、そういうことはあると聞いておりますし、そのほかもろもろ出荷事業者の事情があろうかと思いますけれども、あくまでも出荷事業者が確実にこの量を出せるという範囲内での表示といいますか、返礼品のポータルサイトの表示になっているということでありまして、ちょっと個々具体的に私今これについてはこうだ、これについてはこうだということは

お答えはできないのですけれども、一部ということですけれども、先ほど申し上げた事情もある ということでございます。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) 私もちょっと関連するのですが、この業務委託料、業務委託料を業者に委託する、今回4億5,000万何がしの寄附金に対して7,700万円ぐらい、多いなというふうに。返礼品はこれ見ると2億何がしだよね。そうすると、残り何ぼなのだろうというふうに見るのだけれども、業者に対する業務委託料というのは寄附金の件数によって違うのですか。ちょっと初歩的なことで申し訳ないのだけれども、お願いします。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 業務委託の契約につきましては、寄附金額の何%ということで契約してございます。業務委託のほうは何%、例えばポータルサイトの運営費については何%ということで、寄附金額に応じた金額ということになってございます。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) というと、よその市町村あたりも大体同じような考え方で決めているのですか。そうなのだ。

101ページの負担金、補助金の関係で、合併振興基金運用の補助金なのですが、これを見ると、 施策の成果見ると、優遇型、通常型という、こうありますよね。5分の4の補助とか、3分の2 の補助とか、これ市民提案型地域活性化事業というふうな感じで、今回優遇型というのは5分の 4の補助はゼロ件というふうになっているのだけれども、この優遇型というのは主にどういった 事業提案になるのか、それまず。

- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) ただいまの合併振興基金運用益補助金の関係でございます。今ほどおっしゃった優遇型というものにつきましては、応募いただいた団体なり地域の方々に公開審査の場で自分たちの事業内容をPRしていただき、公募した審査委員の皆さんにその事業内容が優遇するような内容に沿っているのかどうなのか審査いただくといったようなプロセスを経て、これは優遇でいいですねということになれば、補助率で5分の4、上限で50万円、一般よりも高い補助率、また上限の金額ということで事業をやっていただけるといったような仕組みになってございます。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) そうすると、今回というのは応募というのはゼロなのですか、それとも公開でもって審査した結果が値せずという状況なのか、その辺お聞きします。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 令和元年度につきましては、そちらの応募がなかったということ

でございます。審査会も開催されなかったということでございます。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) この事業、大変おいしい事業なのだよね、補助金。今実際各地区の区長さんあたりというのはこの事業の、これ年度初めに区長会等でこういった補助事業ありますよというふうなお話はしていると思うのですけれども、大体年度1回きりですか。というのは、あまりにもこの制度の中身を理解していない地区もあるのかなと。なかなかあれ見ると私でもこれは難しいなと。実際どういった提案されているのというひな形を見ると、これでは区でもって提案するというのはちょっと厳しいかなというふうに思うのだけれども、もうちょっと、あれも補助金の関係でもって簡単にはいかないのですか、提案の中身。お願いします。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 今ほどの簡単に申請等できないのかということでございますが、まずこの補助制度につきましては、区長会議年2回あるのですけれども、後期区長会議のときにまずお知らせをします。来年度やりたいというものが何かあれば、いつでもおいでになって、前年度のうちに我々お話を聞き、いろいろとご提案なりご相談に応じて対応をしておりますし、春の区長会議ではこれから募集しますよということで改めてお知らせするということで、区長会議のごとにこの事業についてはお知らせをしておりますので、それでもなお区長さんのほうで分かりにくいということであれば、こちらのほうのPR不足というか、説明不足もあろうかと思いますので、今後そういう声があるのであれば、もうちょっと丁寧にやっていければなと思いますが、ただ補助金の交付申請につきましても、書類をみんな区長さんに書いてきてくださいということではなくて、ある程度お話を聞いて、こちらのほうで、ここまで言っていいかどうかあれなのですが、申請書類の作成についても十分お手伝いしているつもりでございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) 今の合併振興基金事業の確認なのですけれども、ハードルの高い I 型、優 遇型がゼロ件の場合は、予算が決まっているので、ハードルの低いほうが数が余計だったら、そ っちを多く採択していって使い切るという考え方でいいのですよね。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) この事業につきましては、ご存じのとおり合併振興基金の運用益で行っております。利子が幾ら、700万円ちょっとということで出ますので、なるべく使い切るということで、例えば優遇型のほうが応募がなければほかのところに、お待ちいただいているところもあるのです。金額決まっていますから。なので、ちょっと余裕があるので、どうですかということで、順次そちらのほうに回すというようなことで、なるべく全部使い切るような形で運営をしています。

- ○委員長(小野德重君) 八幡副委員長。
- ○委員(八幡元弘君) 97ページのコンシェルジュデスク使用料なんてあるのですけれども、コンシェルジュデスクというのはどういうもので、どこでどういうふうに使っているのか教えてください。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) コンシェルジュデスク使用料という14万7,804円の決算額でございますけれども、これにつきましては地方自治法の法解説等のインターネット上での利用をするための使用料を民間事業者さんに使用料としてお支払いしているものでございます。ほかにも様々な法制関係の、法規、例規関係の使用料等ございますけれども、市といたしましては、特定の偏った見解を支持することがないよう、複数の見解、認識に触れることでよりよい解釈、判断ができることを期して、必要最小限の経費で使用料をお支払いして法令審査にかけているということでご理解いただきたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 八幡副委員長。
- ○委員(八幡元弘君) デスクだけれども、机ではないということなのですね。それが分からなく て、ここに何でデスクがあるのかなというのが一番疑問で、システムとかインターネットとか使 うときのためのということなのですね。机ではないと。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 物の机ではございませんで、第一法規株式会社さんが運営しているコンシェルジュデスクという先ほど申し上げました自治法の法解説等のインターネットでのホームページということでご理解されたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 地域公共交通の活性化事業でデマンドタクシーの年間利用者数が5万 2,447人で、前年比3,560人が減少していますけれども、1日当たり10人ちょっとぐらいの現状は どういった要因というふうに分析されているのか、お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 令和元年度の利用者数の減ということで、どう捉えているかということでございますけれども、利用者の推移見ますと、昨年より少なくなっているのが目立つのが11月以降ということで、これについては暖冬少雪ということで、ふだんデマンドを使っている方が雪がないために自転車なり徒歩なりで移動できたということが1つ考えられるかなということ、また3月がすごく減少幅が大きいのですけれども、これについてはコロナの感染症拡大に伴って外出自粛というところが影響しているのかなというふうに捉えております。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 9月補正でしたか、デマンドタクシー1台増設して、昨年度3,560人が減少

したのの要因に結びつくかどうか分かりませんけれども、1台増やしたことによって前年度より かは利用者数が多く見込まれるのかどうか、お願いしたいと思います。

- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) 車を増やしたからということ以前に、やはりこの制度を十分ご理解いただいて便利に使っていただくというPRがまず大切かなと思っているのですけれども、今回増車と、今年の話ですけれども、増車ということについては、ご存じのとおりコロナ禍対策ということで、なるべく密にならないように、大きい車両で間隔を空けてご乗車いただけるようにというような趣旨もございますので、大きな車を入れたから、そこに乗車率上げてというところはちょっと今の段階ではそぐわないところもあるのですけれども、ただ全体の市民の5%程度でしょうか、実際にご利用いただいているのが。これをできるだけ伸ばすというのは車両とはまた別にいろいろと対策を講じていきたいと考えておりまして、大きな車両の入替えと関連づけて今人数を増やすということではないということをひとつご理解いただければと思います。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) あともう一点、プレミアム付商品券事業で商品券の販売率が74.4%ということで、ちょっと完売していなかった、25%のプレミアムでありますけれども、完売しなかった要因はどういうところにあったのか、二次販売とかは実施されなかったのか、お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 小熊総合政策課長。
- ○総合政策課長(小熊龍司君) これ通常のプレミアムつき商品券と違いまして、対象が限定されているということはご承知のとおりでありまして、子育て世帯に対しては直接引換券を付与し、それ以外、低所得者についてはまずは申請をいただいて、ご希望者に対して引換券をお渡しすると。先ほどおっしゃっていました販売率74.4%、これについては引換券に対してどれほどご購入いただいたかというのが74.4%ということでありまして、先ほど申し上げた非課税世帯、低所得者に対して申請をいただいてというところはもっと低い数字でございました。この申請率については27.3%、低所得者のうちの27.3%の方がそもそも購入する意思を示していただいたということでございまして、非常に低い率ではあるのですけれども、全国的にそういったような傾向があるということでございますが、何分あらかじめお金を支出して、プレミアムがついているとはいえ、商品券を買わなければならないというところで、なかなかそこまでお金出せないというような方もいらっしゃったのかどうなのか、その辺が1つ要因かなと考えてございます。
- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上隆夫君) 105ページ、19節、高齢者運転免許自主返納支援事業ありますが、これ何人 くらい返納されたか、また年代別が分かったらお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。

○総務課長(田部雅之君) 令和元年度の免許返納者数ですけれども、129人ということでございまして、前年度、平成30年度と比較しますと86人ということで、大体23年度からこの制度が発足しまして、30人、40人、50人とどんどん、どんどん増えてきて、30年度が89人だったのですけれども、また高齢者のいろいろな事故とかそういうのがあって、令和元年度は129人という大幅な伸びを示してございます。

免許返納制度の年齢層でございますけれども、やはり80歳から84歳の方が一番年齢割合として 高いということでございます。

- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上隆夫君) 70代の方は返納の方はいますか。
- ○委員長(小野德重君) 総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 大変失礼いたしました。先ほどの80から84歳の方が129名中35.8%、70代 の方が、70から79歳までの方が25.3%という割合になってございます。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 93ページのほぼ真ん中、報酬費で文化の日の関係が42万2,000円予定していたのが約半分になった理由は何ですか。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 文化の日の表彰についてでございますけれども、令和元年度の表彰者 は個人が12名、団体4団体という内訳でございます。

[「理由は何ですかと」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) この文化の日の表彰につきましては、市の発展、その他いろいろな産業振興とか福祉の増進とか、様々な各分野で功績のあった方を市で表彰するという褒賞規程に基づきまして表彰しているものですけれども、これにつきまして各課からいろいろ推薦を出していただきます。そこで褒賞委員会にお諮りして、審査して、最終決定を市長がするという判断の下でやっておりますけれども、その推薦の数が令和元年度はちょっと多くなかったということに結果としてなったのではないかというふうに認識しております。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 補足でお答えいたします。

例年、今担当課長が申し上げましたように、表彰該当のそもそも候補者数がそれなりに増減が あるといったことで、特段の理由はなくて、令和元年度においては前年から比べるとかなり減っ たと。これが令和2年度になればまた増えたとか、そういう自然増減、特段の理由はなく、自然 増減によるものということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) これは人数が減ったのであって、記念品の内容を減らしたというわけではない。両方したのか。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 表彰される方に記念品を賞状と一緒に授与しておりますけれども、記念品というものについて若干予算の関係で落としたと、減額したという部分は……
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 予算関係というと、ではあるのではないかという話になりますので、そうではございません。今申し上げましたように人数も減ったし、記念品については慣行でこれまでずっとあったものを、若干は減った部分がございますけれども、多くは人数ということでご理解賜りたいと思います。

ちなみにということで、これがほかの団体、県の平均的なところとか、その辺りは参酌しなが ら、うちが取り立てて低いというようなことではございませんので、そこも併せてご理解いただ きたいと思います。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) それから、97ページの上から2行目、委託料、弁護士委託料がありますけれども、65万4,000円、これは顧問弁護士というのはそもそも胎内市で何人いるのかというのと、この年にはどのような内容で何件顧問弁護士にこれだけのものを払わなくてはならないことが起こったのか伺いたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 顧問弁護士の委託料につきましては、令和元年度につきましては8件の顧問弁護士の相談を行ってございます。なお、これについては8件の事案のほかに法解釈とか、様々なちょっと細かい案件についても見解をいただくということで、定額で5万4,000円を六月と5万5,000円の六月で65万4,000円の支出を定期払いしているというものでございます。

訪問弁護士については、法律事務所と随意契約をさせていただいているところで、そこの事務 所で雇用されている弁護士さん、ちょっと何名いるかはあれなのですけれども、その事案に応じ て数名の弁護士さんに個々にご相談をいただいているということでございます。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) そうすると、私は顧問ということが理解できなかったので、毎月定額払っている中で、前年度は8件の相談が含まれているというふうに理解すればいいのですか。なければないでこの費用というのは結局支出されるというふうに理解していいのですか。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 顧問弁護士の委託料につきましては、先ほど定額でお支払いしている

ということでございますので、市の事案として8件ありましたけれども、この件数の多寡にかかわらず様々な詳細な法解釈の見解をお聞きしたりとか、様々なケース・バイ・ケースでいろいろ顧問弁護士さんには相談に、不定期でありますけれども、毎月各課のほうから照会いただいて相談にかけているということで、定額でお支払いしているということでご理解いただきたいと思います。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 今ほどの関連なのですけれども、この8件相談ということなのですけれど も、定額、それ以外に実際に訴訟に発展したような場合、今までどれぐらいあるか分からないで すけれども、その場合の金額というのは訴額によるということなのですか。
- ○委員長(小野德重君) 田部総務課長。
- ○総務課長(田部雅之君) 令和元年度の実績の8件のうち、渡辺委員がおっしゃるように、損害 賠償請求に係る案件として1件弁護士相談に相談をいただいています。その中で損害賠償で裁判 ということで、もろもろのかかる費用については別途また顧問弁護士さんの事務所と契約をして いろいろな対応をしていただくということで、個別にまた契約すると、また予算も別にというこ とでご理解いただきたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) その1件の金額は今回幾らぐらいだったのですか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 今回の件というのはまだ確定いたしておりません。令和2年度でございまし、そもそも我々まだ確定していない、資料も持っていないということでございまして、ちょっとここの、おさらい的に補足させていただきますけれども、先ほど来申し上げておりますところは、そもそも法解釈云々というようなお尋ね、相談というのは本来的ではないのですが、個人の権利、義務関係がかなり先鋭化しているという時代背景の中で、一般的な出来高ということとは別に定額的な、先ほど来申し上げておりますのは、係争に発展する、しないにかかわらず、そういったもろもろの部分を相談に対応していただく、それが月々5万円程度でずっと来ている60万円である。今渡辺委員のほうからお尋ねのあった案件については、これが裁判になるか、あるいは示談交渉その他で済むかは分かりませんけれども、まさに出来高払いということで、個々の案件ごとに定まってくるということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご質疑ないので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。 席の入替えありますか。

次に、第3款民生費について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長(須貝正則君) おはようございます。それでは、118ページから137ページにわたります第3款民生費についてご説明申し上げます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、2節から4節の職員人件費のほか、13節委託料では、社会福祉協議会へ委託しております生活困窮者自立支援事業委託料などであり、19節負担金補助及び交付金では、民生児童委員協議会の運営、活動に係る補助金のほか、遺族会への補助金、社会福祉協議会への人件費及びボランティアセンターの運営費に係る補助金、福祉関係団体への補助金交付が主な支出でございます。次ページにわたります28節繰出金の保険基盤安定繰出金及び国民健康保険事業繰出金では、国民健康保険事業の財政安定を図るため、政令で定める基準に基づき国民健康保険事業会計に繰り出したものでありまして、保険基盤安定繰出金は保険税軽減として低所得者数に応じた保険者支援、国民健康保険事業繰出金は主に職員給与、出産育児一時金及び財政安定化支援事業に係る繰出金でございます。

2目心身障がい者福祉費では、13節委託料で障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として地域活動支援センター事業、生活支援・生活サポート事業、相談支援事業、日中一時支援などのサービス提供事業所への委託料、19節負担金補助及び交付金では障がい者施設、中井さくら園の運営費負担金、20節扶助費ではホームヘルプなど訪問系サービス、生活介護などの日中活動系サービス、施設入所支援など居住系サービス等の自立支援給付及び自立支援医療費が主な支出でございます。

次のページに移りまして、3目老人福祉費では、8節報償費で敬老事業に係る顕彰表彰費、米寿記念品、13節委託料では塩の湯温泉施設の運営委託料、配食サービス事業、養護老人ホーム等への老人福祉施設入所措置事業、独り暮らし高齢者で介護認定を受けている方などを対象とした緊急通報装置の設置に係る委託料などが主な支出でございます。次のページに移りまして、19節負担金補助及び交付金では、新発田地域老人福祉保健事務組合負担金として、養護老人ホームあやめ寮及びひめさゆりの運営費負担金、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金、今年5月に大出地内に開設した認知症対応型グループホームまごころに対する地域密着型施設整備事業補助金及び開設準備補助金などが主な内容でございます。28節繰出金では、後期高齢者医療、介護保険事業の各特別会計へそれぞれ定められた負担割合による額を繰り出したものでございます。

4 目老人福祉施設費では、指定管理施設であるデイサービスセンターいわはら荘及び栗木野荘、 デイケアセンターと・も・だ・ちの修繕、ボイラー入替えに係る工事費でございます。

5目福祉センター費につきましては、次ページに移りまして、福祉交流センター有楽荘の管理 運営に係る委託料が主な支出でございます。

6目地方改善整備費につきましては、人権教育啓発推進に関するものが主でございます。 次に、126ページから129ページにわたります2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきまし ては、128ページ、13節委託料では第2期子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査委託料、19節 負担金補助及び交付金では相互援助活動助成金、20節扶助費では母子、父子家庭に支給する児童 扶養手当、独り親家庭の医療費を助成するひとり親家庭等医療費助成金が主な支出でございます。

次に、128ページから133ページにわたります2目児童措置費につきましては、保育士職員及び臨時パート職員の人件費のほか、130ページ、13節委託料では私立保育園運営委託料及び公立保育園の施設保守点検維持管理委託料、132ページ、19節負担金補助及び交付金では私立保育園が実施する特別保育事業等に対する補助金、20節扶助費の児童手当が主な支出となってございます。

次に、3目児童福祉施設費につきましては、なかよしクラブの運営に係る経費などが主な支出 でございます。

次に、134ページ、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、職員の人件費のほか、 次のページの2目扶助費では、生活保護世帯への生活扶助、医療扶助等の生活保護費の支給に係 る支出でございます。

4項国民年金費は、国民年金事務に係る経費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。 羽田野委員。
- ○委員(羽田野孝子君) 123ページ下のほうにあります徘回検索装置設置委託料ですけれども、去年は1万5,000円だったのが令和元年度は9万1,000円と上がっておりますけれども、利用される件数が増えたのか、1件どれくらい委託料として払うのか、お願いします。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 令和元年度につきましては、利用者が1人増えたということもございまして、月額で委託料のほうは7,000円といった形でございまして、7,000円プラス消費税でございます。よろしくお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 119ページの13節委託料、真ん中より下ですけれども、生活困窮者自立支援 事業委託料ということで2,300万円ぐらいですけれども、推移として生活困窮者の相談件数という のは毎年増えているのか、減ってきているのかということ、あと相談件数が2,219件ということで すけれども、これは延べの件数なのか、実際の人数はどれぐらいかお答えください。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 生活困窮の自立支援の件数の推移でございます。平成29年度におきましては実136人、延べ2,174件、平成30年度においては実人数が160人、延べで1,912人、そして令和元年の実績値は実人数で172人、そして延べのほうが2,219人といったところでございまして、年度によって上がり下がりというか、変動はございますけれども、内容のほうを見ますと、

金銭的な問題であるとか、生活に困窮している、就労の関係の問題であるとか、複雑化している 傾向にございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) 民生費に令和元年度から新規で始まった第三の居場所づくりの事業がある のですけれども、主な事業に載っているのですけれども、具体的な利用者数であるとか、第三の 居場所がなかったときとできてからどのような違いがあるのかというのを教えてください。
- ○委員長(小野德重君) 佐久間学校教育課長。
- ○学校教育課長(佐久間伸一君) それでは、お答えさせていただきます。

まず、対象児童についてでございますが、胎内市の第三の居場所については同一施設内の放課後児童クラブと連携して行うということで進めておりまして、まずは同一施設内の児童クラブの人数が元年4月1日現在で94人の登録でございました。うち第三の居場所で特別に配慮を要して支援した対象児童は5人でございました。

成果でございますが、今までは放課後児童クラブでは時間、保護者からお預かりするというところが主な大切にしてきたところではございますが、第三の居場所を開設することによりまして、それに加えて学習支援または保護者との関わりを新たに持ったりというようなことで、その子供さんが置かれている状況が改善されて、一気にはいかないのですけれども、それらを目指しながら進めてきているところでございます。一つの成果といえば、これまでお迎えに来られた保護者の方が玄関ですぐ帰られていたようなご家庭の方が一緒に中に入って支援員の方と話をする機会を設けたとか、そういったところできめ細かな対応が可能になってきているものというふうに考えているところであります。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) こころとことばの相談事業ですけれども、相談利用登録者数が207人で、前年が251人で、若干、50人程度登録者数が少なくなりまして、言語聴覚士等による指導件数も30件ぐらい少なくなっていますけれども、これは相談登録者数が年々増えているというふうなことでお聞きしておりましたけれども、これは対応がし切れなくて少なくなったのか、その辺お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野徳重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) お答えいたします。

50人近く減っているのですけれども、小学生になると実際対象外になりますので、その辺で人数が減ったことと、登録の人数を減らして個人の回数を増やしたことで集中的に治療ができるような体制を取ったということでございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 対応し切れなかったとか、そういうことではないのだと思いますけれども、 今年度から対応されている方が保育園のほうと兼任されていますけれども、対応されている方に 特に支障はないのでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) 兼任している人は、ほとんど相談には乗っておりません。代わりに来ました人が数人を持ってやっておりますが、昨年に比べると半減している状況でございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 別な質問になりますけれども、市立保育園事業と私立保育園、認定こども 園等の委託補助事業というふうに金額が載っておりますけれども、昨年の10月から保育の無償化 がスタートしましたけれども、今までとどのような市の財源というか、そういったものにどうい う影響が出ているのか、今後国からの交付金等も含めて、見込み等もある程度その辺が決まって いるのか、お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野徳重君) 丹後こども支援課長。
- ○こども支援課長(丹後幹彦君) 無償化分につきましての令和元年度の歳入につきましては、予算書43ページにございますように、児童福祉費負担金の部分で無償化部分が掲載されております。これは、31年度分は半年分100%国からいただいた金額となっており、金額を見ますとほぼ例年どおりの保育料の相当分ということで、金額につきまして影響はないということでございます。また、今年度以降の見込みにつきましても同様なものというふうには、まだ明確に金額は出ておりませんけれども、同様にさほど影響はないというふうに今見ているところでございます。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 121ページ、新規事業で福祉まるごと相談事業というのを前年度から始めました。高齢、障がい、子育て、生活困窮という福祉に関する生活上の問題について受け付けたということで、相談実数が60件、延べで168件というふうにされています。そうすると、複雑化しているのだろうけれども、1人の人が幾つかの相談で訪れているというふうに理解していいですか。件数だから、人数ではないのかどうか。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 相談実人数60人ではありますけれども、おっしゃるようにお一人 の方が住まいの問題であるとか債務、それから生活費、そして仕事上のトラブルといったことで 幾つもの複数の問題を同時に悩んでおられてお越しになる場合が非常に多うございます。そのた

めに医療分野に詳しい人、それから権利擁護といったようなところとか、様々な分野に対応できるような相談支援体制を取っているところでございます。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 私は、よく職員の皆さん相談に応じてくれているなという印象をある方からも聞いています。年代別とかそういうのは分かりますか、60件の中に。それと、相談というのはプライバシーは保護されているのかどうか、どういうふうにして対応しているのか伺います。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 年代別の詳細なデータは持ち合わせておりませんが、一番多いのはやはり50代ということで、仕事、債務、様々な家庭の中での抱えている問題が多いといったような実態があるようでございますし、特に年度末に入りまして、なかなか職の問題が、仕事の関係が非常に多いというようなことで実績として上がってきております。参考までに申しますと、今年4月から8月までの5か月間の相談者の実績で申しますと、実人数で47、相談延べ件数が75ということで、コロナ禍の中での関係する相談もこの中にも多くあるのかなといったところでございます。

また、個人情報の保護に関しましては、初回相談の時点で情報提供先であるとか、そういったものの同意書というものを取った中で、ご本人にしっかりその辺を確認しながら、関係機関への提供であるとか、つなぎであるとか、そんな対応を取っておりますし、得られた情報については当課で適切に情報管理をしているところでございます。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 相談者が50代が多いというのは私は物すごく衝撃的で、本来であれば一家の中心的な役割を果たすべき年代の人がいろんな内容で相談せざるを得ないということは、社会的にもやはりいろんな問題が今起きているのだなということを今感じましたけれども、それで168件ということですけれども、いわゆる解決したという件数、割合というのは分かりますか。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 正確な割合は把握できておりませんが、ほとんどの方は1回、2回の相談で解決に至るといったような言わばごく簡単なことで来られる方はまずおりませんで、1か月、3か月後、6か月後というようなことの間隔を取ってまた相談にお越しになられる方が大半であろうというところで捉えてございます。
- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上隆夫君) 129ページ、20節扶助費の中で臨時特別給付金とありますが、これについて 説明をお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 丹後こども支援課長。
- ○こども支援課長(丹後幹彦君) こちらにつきましては、昨年消費税増税に伴いまして、未婚の

親を対象に一律1万7,500円を国から支給されるというものでございまして、対象人数は14名分で ございます。

- ○委員長(小野德重君) 羽田野委員。
- ○委員(羽田野孝子君) 121ページの扶助費の特別障害者手当ですけれども、これは重い方を家庭で介護していらっしゃる方に支払われるものなので、増えていってほしいなと思っているのですが、前年度と比較して100万円減っておりますけれども、何人受けられて、該当する方にはちゃんと行き届いているのかどうかお尋ねします。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) まず、実績でございますが、平成30年度ですと58、平成29年度が55、 そして元年度は52ということで、年によって増減はされておりますが、こちらのほうにつきましては対象者の基準が定められているとおりでございまして、その基準に該当する方には適切にご案内をし、ご申請をいただき、支給しているところでございます。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 同じく121ページで、場所も扶助費なのですけれども、5つ目ですか、自立 支援給付金4億9,000万円ということですけれども、ちょっと内訳お願いしたいのですけれども。 それと、不用額が2,100万円ぐらいということで、総額から見ればそれほどでもないかもしれない のですけれども、2,100というのは結構大きい数字なので、どの辺りの不用なのかもお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 須貝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(須貝正則君) 自立支援給付費の内容でございますが、まずは介護給付費といたしまして、例えばホームヘルプでありますとか、行動支援でありますか、同行支援といったようなものがございまして、これが元年度の実績で申しますと2,081件と、30年度は2,023件と少し伸びている状況にございます。また、もう一つには訓練等給付といいまして、グループホームの利用に係るもの、機能訓練といった自立訓練に係るものといったようなものが、ほかにも就労継続支援とかあるわけですけれども、これらが元年度の延べが2,042で、30年度が2,001といったことで伸びております。それから、計画相談ということで、相談支援事業所がプランを作成するわけですが、その分につきましても、30年度に比べこちらのほうは若干減少しているところもございます。それから、特定障がい者の特別給付費、地域移行支援といったような十幾つのメニューがありまして、不用額が多いというのは、やはり全体のものがなかなか年によって給付費の変動があるものですから、見通せずに、実際利用される方がいらっしゃるのに利用できなかったということのないように、余裕を持った形で適切にサービス提供できるようにしているところでございます。
- ○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第3款の質疑を打ち切ります。

席の入替えお願いいたします。

それでは次に、第4款衛生費について説明願います。

池田健康づくり課長。

○健康づくり課長(池田 渉君) それでは続きまして、第4款衛生費についてご説明いたします。 138、139ページをお開きください。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、主に職員の人件 費並びに保健福祉施設ほっとHOT・中条及びにこ楽・胎内の施設維持管理に支出した経費でございます。めくりまして140、141ページ、19節負担金補助及び交付金の新発田地域老人福祉保健 事務組合負担金は、中条地区休日診療所に要する経費の負担金であり、20節扶助費は精神障がい者の医療費及び社会福祉施設の通所者に係る交通費を助成したものでございます。

次に、2目母子衛生費につきましては、13節委託料での健康診査委託料は妊婦が出産までに行 う14回の健診を医療機関に委託する経費であり、20節扶助費では不妊治療の助成を行う特定不妊 治療助成金、子供の医療費の助成、未熟児で生まれた場合の医療費の一部を助成する養育医療費 助成金、妊娠届後一定の期間の妊産婦の医療費を助成する妊産婦医療費助成金などが主な支出で ございます。

次に、健康増進費ですが、1節報酬はがん検診、特定健診などの補助をお願いしました在宅の保健師、看護師、それと保健推進員等への報酬であり、めくりまして142、143ページ、13節委託料では各種がん検診や健康診査に係る検査業務等をお願いした委託料が主なものとなっております。

次に、4目予防費ですが、144、145ページの上段、12節役務費の手数料は、結核予防という観点で65歳以上の胸部レントゲン撮影料がこちらで支出されております。次に、13節委託料では予防接種法に基づく個人予防接種の委託料を、19節負担金補助及び交付金では救急医療を確保するため、中条中央病院の救急外来運営に係る経費の補助が主なものでございます。20節扶助費の予防接種費用助成金は、子供のインフルエンザ予防接種の助成金と県外で定期予防接種を受けた人に対する償還払いであり、22節補償補填及び賠償金では、予防接種健康被害に係る救済金を支出いたしました。

次に、5目環境衛生費ですが、1節報酬で環境審議会委員及び臭気チェックモニターへの報酬、8節報償費で空家等対策協議会委員への謝礼、13節委託料で側溝清掃により排出された汚泥の処理、臭気測定、環境パトロール及び不法投棄物回収、騒音測定の委託料を支出しましたし、146、147ページの23節償還金利子及び割引料で市営霊園の墓地を返還した方に対する永代使用料の還付金を支出いたしました。

続きまして、2項清掃費ですが、2目塵芥処理費の13節委託料でごみ処理の分別に係る経費、 指定ごみ袋の製造管理費、PCB汚染物の処理費を、19節負担金補助及び交付金でごみ焼却場や 埋立て処分場の運営に係る新発田地域広域事務組合への負担金などを支出いたしましたし、3目し尿処理費では、148、149ページの13節委託料でし尿等下水道投入施設の維持管理とし尿の収集業務に係る委託料を、19節負担金補助及び交付金で当該施設に投入されたし尿等を公共下水道施設である中条浄化センターを介して処理することから、公共下水道事業に対する負担金を支出いたしました。

次に、4目し尿処理施設費ですが、清掃センターの解体に要する経費として、13節委託料で施設閉鎖後の残渣等の処理業務、解体の前段で行う各種設備の清掃業務及び解体工事の施工管理業務に係る委託料を、15節工事請負費で施設の解体工事経費を支出いたしました。また、25節積立金につきましては、構成市村の負担金で賄っていた清掃センターの運営費用における平成30年度の余剰金を基金に積み立てたものでございます。

以上で第4款の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野徳重君) それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。 森本委員。
- ○委員(森本将司君) 147ページ、2項13節委託料、PCB汚染物処理委託料なのですけれども、 前年度に比べて10倍ぐらい違うのですが、あまり詳しくないですけれども、PCBの処理期限が たしか決まっていて、近かったので、それで増えたのかなと思ったのですが、その理由お願いい たします。
- ○委員長(小野德重君) 須貝市民生活課長。
- ○市民生活課長(須貝 実君) お答えいたします。

令和元年度でPCBの汚物処理を行ったものなのですけれども、旧中条町体育館で使用していた水銀灯の処理に係るものでございます。その旧中条町体育館で使用していたものは高濃度のPCBでございまして、その処分期限は令和4年3月末までということでございましたので、その期限に間に合うように昨年度処理をしたということでございます。一昨年はということですけれども、高濃度とか低濃度出たときに応じて処理業者と連絡を取りながら処理しているということでございますので、昨年は旧中条町体育館のみでございました。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上清一君) 145ページ、13節委託料、毎年お聞きしているのですけれども、環境パトロール、不法投棄、今回は何回出動して、何トン回収したのですか、教えてください。
- ○委員長(小野德重君) 須貝市民生活課長。
- ○市民生活課長(須貝 実君) お答えいたします。

環境パトロール、不法投棄の業務でございますが、こちらのほうは平日9時から16時まで、平 日毎日出動してございます。そこで発見したと、不法投棄ですけれども、令和元年度での発見件 数は全てで85件ございました。投棄量は29トンでございます。発見量、投棄量とも毎年度減少傾向にあるというようなところでございます。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上清一君) そんなに毎日出動必要なのでしょうか、お聞きします。
- ○委員長(小野德重君) 須貝市民生活課長。
- ○市民生活課長(須貝 実君) お答えいたします。

行っていただいている業務は、不法投棄の発見、それもそうなのですけれども、あとは路上とかの動物の死骸だったりとか、また様々臭気関係のパトロールだったりとか、様々行っていただいてございます。不法投棄って細かいものもありますので、そちらのほうすぐ連絡をいただいたときに私どものほうで処理するもの、またパトロールしている方が、不法投棄されているものが少なければ、即回収というようなことでございます。そういった環境保全のためにも毎日パトロールしているというところでございますので、ご理解をお願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 141ページ下のほうに、扶助費ですけれども、特定不妊治療費補助金という ことで134万円ですけれども、令和元年度は人数何人ぐらいで、成功した人は何人ぐらいいたのか。
- ○委員長(小野德重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) 11人申請がありまして、妊娠した方は3名おりました。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 同じくそこのところですけれども、妊産婦医療費助成というのがありますけれども、申請率が91.5%ということで、100%になればいいのですけれども、何で100%にならないのかというのがちょっと疑問があるのですけれども。
- ○委員長(小野徳重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) 所得の上限というのがありまして、630万円以上になるとその資格が得られずに、高給の方が若干おりまして、それで対象外になった人がおります。あと、自ら申請しなかったという方もおりまして、その方が除かれているところです。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 所得制限があるということなのですけれども、子供の医療費助成のように機械的に助成できるようなシステムというのはできないものなのですか。子供の医療費助成というのは、1回530円払って4回までということになっているではないですか。そういうふうにして妊産婦の医療費なんかもそういうシステムで自動的にできないものなのかどうか。
- ○委員長(小野德重君) 池田健康づくり課長。

- ○健康づくり課長(池田 渉君) システムは、子ども医療費助成金と同じようなシステムになっております。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) そうすると、子供の医療費助成というのは申請率というのが別にあるのですか。それは100%でしょう。これ所得制限がないから、100%なのだろうけれども、さっきの話だと、630万円超の人だとか、あるいは申請しなかった人がいるというのは、だから申請率が91.5%だというふうに説明で理解したのですけれども、子供の医療費助成と同じようなやり方やっていれば、私は100%申請率になるのではないかと思うのですけれども。
- ○委員長(小野徳重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) うちのほうは、出産間近で申請しなかった方とか、転出する方とか、そういう方がおりまして、それで100%になっていない状況です。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 転出した人は数に入れなければいいのではないかなと思う、それは大体想像がついたのですけれども。

それと、予防費の中で中学3年生までのインフルエンザ助成というのが延べで1,699人、これは本人負担が1,000円で、それを超える部分ということで理解していますが、実人数というのは分かりますか。1,699が延べですけれども、大体1回の人もあれば2回の人もあるということで、実人数。

- ○委員長(小野德重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) 実人数が1,699人です。小学生以下は2回打つので、金額的には 300万円を超えていますけれども、実人数は1,699人でございます。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) この資料は、では間違いだということなのですか。そうすると、かなり受 診率高いですね。
- ○委員長(小野德重君) 池田健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) 資料のほうに延べと書いてありますが、これの対象は生まれて 半年から中学3年までで、対象者が3,221人でありまして、そのうちの1,699人なので、これ実人 数なので、延べは間違いでございます。すみません。
- ○委員長(小野德重君) 池田課長、今の資料間違っているというのはいいのですか、それで。資料のほうの。訂正ということか。
- ○健康づくり課長(池田 渉君) すみません。主な事業の成果で書いてあります8ページの結核 対策・予防接種事業の費用助成のところ、延べ1,699となっております。この延べは実人数でござ いますので、資料の訂正をお願いいたしたいと思います。

○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。

席の入替えをお願いします。

それでは次に、第5款労働費について説明願います。

南波商工観光課長。

○商工観光課長(南波 明君) それでは、第5款労働費につきましてご説明申し上げます。

決算書の150ページ、151ページをお願いいたします。1項1目労働諸費、11節需用費の印刷製本費につきましては、企業見学ツアーのチラシ、ポスター作成費でございます。12節役務費は、企業見学ツアーのポスターをJR新潟駅等に掲出するための広告料が主なものでございます。19節負担金補助及び交付金は、新潟職業能力開発短期大学校産業教育振興協議会負担金が主なものでございます。21節貸付金につきましては、勤労者の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とした新潟県労働金庫に対する預託金でございます。

以上、簡単でございますが、第5款労働費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い いたします。

- ○委員長(小野德重君) それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願います。 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 新潟職業能力開発短期大学の負担金がありますけれども、これは人数割ということで理解していいのですか。その場合何人ですか。
- ○委員長(小野德重君) 南波商工観光課長。
- ○商工観光課長(南波 明君) 人数割と申しますか、人口割でございます。
- ○委員長(小野德重君) ほかに質疑。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご質疑ないので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。 次に、第6款農林水産業費について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長(榎本富夫君) それでは、6款農林水産業費についてご説明を申し上げます。 152ページになります。1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員及び農地利用最適化推進委 員報酬22名分と農地のあっせんや移動に要した事務局運営費のほか、13節委託料では農地情報公 開システム改修に要した経費が主なものでございます。

2 目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局職員29名の人件費及び事務的経費と大 長谷及び鼓岡集会施設の管理経費が主な支出であり、154ページ、28節繰出金は農畜産物加工関係、 またワイナリー事業を実施しております地域産業振興事業特別会計への繰出金であります。 3 目農村環境改善センター費は、農村環境改善センターの運営及び維持管理経費が主な支出であり、15節工事請負費では屋上の防水、空調改修、非常口のドア改修工事を実施しております。

下段、4目胎内アウレッツ館費は、アウレッツ館は休止をしておりますけれども、156ページでは維持管理に要した経費やロイヤル胎内パークホテル、そば処みゆき庵、レクホールへの電気と送水に要した電気料が主な経費であり、その分、リゾート分の電気料は負担金としていただいているものでございます。

5目農業振興費は、各種事業に係る事務及び事業経費でありますが、8節報償費では会議や研 修、イベント実施に伴う謝礼であり、158ページに進みまして、13節委託料では、市所有の黒川 フルーツパークに係る経費として栽培管理委託料、特産品活性化推進業務委託料は胎内市産ハム 類の製造販売に係る業務委託料、長池公園清掃等管理委託料、またチューリップフェスティバル 会場におきます栽培管理委託料が主な経費でございます。14節使用料及び賃借料は、イベントで の機器借り上げ料、長池公園用地の借地料、黒川フルーツパークの作業機械リース料が主な支出 でございます。15節工事請負費では、乙地区に市が所有しています麦等大規模乾燥施設のアスベ スト撤去工事を実施いたしました。19節負担金及び交付金では、各種団体への負担金と農業構造 改善、また基盤強化を図るための事業補助金でございますけれども、主なものといたしましては、 経営所得安定対策推進事業補助金は米政策事業の推進を行う胎内市農業再生協議会への人件費 や事業費に対する補助金、その下の農業次世代人材投資資金は新規就農を行いました夫婦1組、 また2名の経営体を支援する資金、機構集積協力金交付事業補助金は中間管理機構を活用し経営 転換した場合の補助金、中ほど少し下になりますけれども、胎内市鳥獣被害防止総合対策事業補 助金は国の補助金でニホンザル生息調査用GPSシステムを導入し、下赤谷地区に設置したほ か、イノシシ用のくくりわなの購入、猿の緊急捕獲活動に係る補助金でございます。2つ下の業 務用米等多収穫・コスト低減推進支援事業補助金は2つの法人がそれぞれコンバイン1台を導 入、2つ下の農地所有適格法人設立支援事業補助金は新たに設立した法人がコンバインを導入し たものであり、3つ下になりますけれども、新潟フルーツパークへの補助金は借入れに対する償 還元金及び利子分でございます。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は畜産クラス ター事業により阿賀北ファームさんが実施する豚舎の移転、家畜排せつ物処理施設の整備を行う ための補助金、中山間地域等直接支払補助金は生産条件の不利地域における生産活動継続のため の補助金、環境保全型農業直接支払交付金は化学肥料や化学合成農薬を地域の慣行基準から5割 低減させる取組に対する交付金、農山漁村振興交付金は前年度繰越しいたしました株式会社タイ ナイの米粉パン製造工場の整備に対する補助金であります。なお、繰越明許費の5億3,903万 9,000円は、国の補正予算で計上いたしました阿賀北ファームさんの畜産クラスター事業の2期 分、あと胎内市農業協同組合が第2カントリー脇に整備いたしますライスセンターを整備するた めの補助金を繰り越したものであります。事故繰越の2億5,087万1,835円は、令和元年度実施分

の阿賀北ファームの畜産クラスター事業におきまして、新型コロナウイルスの影響により、建設 業者の移動制限、また資材の搬入遅れによりまして工期内で完成が困難なことから繰越しを行っ たものでございます。

下段の6目フラワーパーク費は、胎内フラワーパークの管理運営に要する経費であり、160ページ、7節賃金はパート作業員2名分、16節の原材料費は市内農業者から花苗の購入費が主なものでございます。

次に、7目堆肥センター費は、堆肥センターの管理運営に要する経費であり、7節賃金は作業員2名分、11節需用費の修繕料は堆肥の攪拌機、また作業車両の点検修理が主な支出でございます。

8目畜産業費は、畜産団地の牛舎及び堆肥舎の管理経費を支出しております。

続きまして、162ページ、農地費は、ほ場整備事業やかんがい排水事業、湛水防除事業、農道整備事業、農業用水路等の事業推進及び維持管理に係る経費であり、13節委託料では、農道、水路等の除草委託、鳥坂大橋の耐震診断委託料が主な支出でございます。15節工事請負費の農道補修工事は広域農道下越中部の舗装工事のほか、市内7地区の農道補修工事、農業水路補修工事では市内3地区の水路補修工事、農業用施設整備工事は伊勢堀川排水機場のポンプ解体整備工事、菅田地区の合流工ゲートの水位計の改修工事でございます。19節負担金補助及び交付金では、小堀川、伊勢堀川揚水機場管理団体への負担金、県営事業のほ場整備事業及び湛水防除事業への負担金、一番下、多面的機能支払交付金が主なものでございます。なお、国の補正予算で実施いたしますほ場整備事業苔実地区負担金2,400万円を繰越明許いたしました。

次に、10目バイオマスタウン構想推進費は、164ページになりますが、バイオマス変換施設の管理運営に要する経費を支出いたしました。

次に、2項林業費、1目林業総務費では、7節賃金については胎内平周辺及び松くい虫対策のほか、森林整備を行う臨時職員賃金及び作業に要する経費、13節委託料では森林保全管理委託料、これにつきましては荒井浜森林公園整備の委託料、松くい虫防除事業委託料の単独分は市内5か所の被害木の伐採、補助分につきましては海岸部におきます有人、無人へりによる薬剤散布と被害木伐倒駆除、薫蒸に要した経費でございます。また、森林を管理する森林地図情報システムソフトウエアを更新してございます。166ページ、14節使用料及び賃借料では、荒井浜及び胎内平地区の生活環境保全林用地の賃借料が主な支出でございます。19節負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金、補助金でありますが、松くい虫被害防除対策事業補助金につきましては、2つのゴルフ場が行います航空防除と伐倒駆除に対する補助金でございます。

2目林業振興費では、11節需用費の修繕料は農道橋の修繕、13節委託料で民有林の間伐等の委託、19節負担金補助及び交付金の造林事業補助金につきましては、森林所有者の<u>軽減</u>を図るため、間伐や路網整備に対する補助金でございます。

3項水産業費、1目水産業振興費では、笹口浜休養公園の管理経費のほか、15節工事請負費は 漁船係留施設に係る胎内川河口部のしゅんせつ工事であり、19節負担金補助及び交付金では松塚 漁港改修事業に対する負担金と維持管理への負担金、また沿岸及び内水面漁業の振興のための補 助金が主な支出でございます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(小野德重君) それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

- ○委員(渡辺秀敏君) 165ページ、また167ページに松くい虫の防除事業ということで上がっていますけれども、これ空中散布だとか伐倒駆除とかということですけれども、新たな植林だとか、 既に植林したところは下草刈り等の管理、その辺はここには含まれていないのでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 榎本農林水産課長。
- ○農林水産課長(榎本富夫君) 今ほどのことでございますけれども、市では新しく植栽等は実際 やっておりませんで、海岸部で行っている部分は県事業並びに緑百年物語事業といたしましてや っております。ただ、毎年企業さんなりが下草刈ったりは事業をやっております。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 下草刈りのほうは県はやっていないと、市もやっていないということですか。
- ○委員長(小野德重君) 榎本農林水産課長。
- ○農林水産課長(榎本富夫君) 各区画というか、区域を定めまして、企業さんなりがこの区域を 何年間かけてという形でやっておりまして、下草植えてから10年ぐらいは企業さんなりがやると。 あと、県のほうで委託をして森林組合あたりがやっている場合もございます。
- ○委員長(小野德重君) 坂上委員。
- ○委員(坂上隆夫君) 159ページ、19節の真ん中辺りに野猿対策電気柵設置補助金とありますが、 これについての申請数、もし分かったら団体、個人、また地区別分かったらお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 榎本農林水産課長。
- ○農林水産課長(榎本富夫君) 野猿の電気柵でございます。申請数につきましては8件ございました。あと、そのうちの2件が団体でございます。地区といたしましては、鍬江地区が2件、夏井地区が3件、鼓岡地区が2件、持倉地区1件でございます。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 159ページの負担金補助及び交付金の新潟フルーツパーク補助金が1,400万円あるのですけれども、これは借入金に対する償還金ということなのですけれども、あとこの償還金は何年かかるのですか。

- ○委員長(小野德重君) 榎本農林水産課長。
- ○農林水産課長(榎本富夫君) この償還金、畑地造成したときからの償還になりますけれども、 最終年度が令和7年度でございます。
- ○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。昼食のため、ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご異議ないので、休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 零時57分 再 開

○委員長(小野德重君) それでは、皆さんおそろいですので、時間前でありますが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第7款商工費について説明願います。

南波商工観光課長。

○商工観光課長(南波 明君) それでは、第7款商工費につきましてご説明申し上げます。

決算書の168、169ページをお願いします。1項1目商工総務費につきましては、職員12人分の人件費のほか、14節使用料及び賃借料は東京及び関西各郷人会へ参加するためのバスの借り上げ料が主なものでございます。

次に、2目商工業振興費につきましては、7節賃金は消費生活相談員1人分の賃金でございます。11節需用費につきまして、消耗品は消費者行政注意喚起用配布物の購入費が主なものでございます。170ページ、171ページをお願いします。12節役務費につきまして、広告費は、新型コロナウイルスの影響で中止となってしまいましたが、今年の3月に開催する予定でございました合同企業説明会に関するものでございます。13節委託料は、黒川南工業団地の1区画を分譲するため、隣接地との境界を復元するのに必要な測量業務委託料、中核工業団地の除草、低木管理、消毒などのための管理委託料が主なものでございます。17節公有財産購入費は、黒川南工業団地にありました新潟県奥胎内分所の建物購入費でございます。19節負担金補助及び交付金は、中条町及び黒川商工会への補助金や市及び県の制度融資を活用した際の信用保証料の補給金、株式会社ジャムコほか8社に対する用地取得助成金、株式会社ヤマシタほか2社に対する用地賃貸借助成金などが主なものでございます。21節貸付金は、地方産業育成資金貸付金預託金及び中小企業育成資金貸付金預託金でございます。21節貸付金は、地方産業育成資金貸付金預託金及び中小企業育成資金貸付金預託金でございます。

172、173ページをお願いします。3目観光費につきましては、7節賃金は臨時職員3人分の賃

金でございます。8節報償費は、イベント開催時における協力者への謝礼、ツアー開催時におけるガイドへの謝礼が主なものでございます。11節需用費、印刷製本費はイベントチラシやガイドブックの印刷費、修繕費は胎内リゾート各施設やきのと観光物産館の修繕などが主なものでございます。13節委託料は、きのと観光物産館、観光交流センター、胎内リゾートの各施設に対する管理運営委託料が主なものでございます。174、175ページをお願いいたします。使用料及び賃借料は、ロイヤル胎内パークホテルにおける除雪車のリース料や国有林の借地料が主なものでございます。15節工事請負費は、奥胎内ヒュッテに隣接するトイレの改修、ロイヤル胎内パークホテルにおける露天風呂の改修、胎内スキー場におけるナイター照明の改修などが主なものでございます。18節備品購入費は、胎内スキー場で使用する除雪車の購入費用でございます。19節負担金補助及び交付金は、胎内市観光協会に対する負担金、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏広域観光推進協議会に対する負担金、米級グルメの祭典実行委員会に対する負担金が主なものでございます。

176、177ページをお願いします。4目クアハウスたいない費につきましては、11節需用費は更 衣室やサウナ室の修繕などが主なものでございます。13節委託料は、クアハウスたいないの運営 委託料でございます。14節使用料及び賃借料は、ランニングマシンの賃借料でございます。15節 工事請負費は、機器類の取替えなどに要した費用でございます。

5目樽ケ橋遊園運営費につきましては、5節災害補償費は職員が業務中にけがをして休んだ際の休業補償費でございます。7節賃金は、受付など11人の管理補助員の賃金でございます。11節需用費、印刷製本費は入場券の印刷、修繕費は各種設備の修繕でございます。13節委託料は、令和元年度工事に係る設計監理及び令和2年度施工分の実施設計に係る委託料でございます。14節使用料及び賃借料は、アルパカの賃借料でございます。15節工事請負費は、南側工区の整備に係る工事費でございます。18節備品購入費は、ゴーカート及びバッテリーカーの購入費でございます。

以上で第7款商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。 坂上委員。
- ○委員(坂上隆夫君) 173ページ、委託料の下から6番目、胎内スキー場貸付測量申請委託料というのが760万円上がっております。昨年は同じのが1,400万円も上がっておりますが、これについての内容をお願いいたします。
- ○委員長(小野德重君) 南波商工観光課長。
- ○商工観光課長(南波 明君) これは、国有林の貸付け、借りるのに関しまして、現地の当時、 現在の委託の内容、面積とかが違ってきているだろうということで、正確な測量をして借りる面 積を確定させるというものでございまして、平成29年から5年間に分けまして毎年違う場所を測

量したりということでございます。令和元年度で測量はほぼ終了ということで、残りの期間で図面の作成、残りの期間というのは今年と来年度ということでありますが、図面の作成、そして森林管理署への再申請という手続を取ることになります。

以上でございます。

- ○委員長(小野德重君) 羽田野委員。
- ○委員(羽田野孝子君) 177ページ、クアハウスたいないの運営委託料が年々高くなっております。 利用者の人数の関係が減っているとか何かなのでしょうか。あと、トレーニング機器の賃借料が 半分ぐらいになっておりますが、説明お願いします。
- ○委員長(小野德重君) 南波商工観光課長。
- ○商工観光課長(南波 明君) まず、指定管理料につきましては、指定管理料を決める際にプレゼンをやりまして、そのときに5年間に関する指定管理料の委託料、それを提出していただいて、それで合意に至って年度ごとにやっておりますもので、基本的には人件費、そして燃料費、これが上がるだろうということで、スライドしているような、年度、5年間の合意というものになってございます。

それと、リース料につきましては、内容はランニングマシンなのですけれども、減った理由で したよね。5か月分でございまして、令和元年の8月、ここまでリース期間がありまして、その 後無償譲渡ということで、物はまだあるのですけれども、それを頂くという状態になっています。

- ○委員長(小野德重君) 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) リゾートの関係なのですけれども、そば処みゆき庵の収支状況というのは お分かりになりますか。
- ○委員長(小野德重君) 南波商工観光課長。
- ○商工観光課長(南波 明君) みゆき庵の収支状況ということでございますが、売上げが3,217万 1,000円で、営業利益が、黒字なのですけれども、703万4,000円となっております。営業利益が700万 円ちょっとということでございます。
- ○委員長(小野德重君) 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) みゆき庵はもともとは優良場所だということで認識していたのですけれど も、みゆき庵の入り口の水車が老朽化して撤去されてからずっとそのままなのですけれども、あ れは新しいものを取り付けることは断念したのでしょうか、それともどうなのでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 南波商工観光課長。
- ○商工観光課長(南波 明君) おととし壊れて、修理したらということで見積りを取って、たしか150万円とか200万円とかかかるということもありまして、その水車がシンボル的なものであるというご意見もある一方、それがなければ人が来ないのかというお話もありまして、それですぐにはやらないというか、ちょっと見送ろうということで現時点でなっておりますが、今後一切や

らないかどうかというのはちょっとお答えしかねますが、そんな状況で今ついていないということでございます。

- ○委員長(小野德重君) 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) あの水車はやはりシンボル的なものだし、みゆき庵の箸のところにも図柄 が描いてあるので、私はせっかくの場所なので、あったほうがいいなと思いますけれども、社長 のご見解を。
- ○委員長(小野德重君) 高橋副市長。
- ○副市長(高橋 晃君) いろんなご意見があるとは思うのですけれども、先ほど課長答弁にもありましたが、ないから、訪れるか否かという判断がそこでなされるというよりは、やはりそば屋としてはそばの味、それから接客サービス等で人を集めていくというのが本筋ではあります。ただ、皆様方のご意見の中で、やはり水車がシンボルなので、今後整備したほうがいいのではないかというご意見が多ければ、修理のほうを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご質疑ないので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

席の入替えお願いします。

次に、第8款土木費について説明願います。

田中地域整備課長。

○地域整備課長(田中良幸君) それでは、第8款土木費につきましてご説明いたします。

決算書178、179ページを御覧ください。1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員の人件費が主な支出であります。

2目終末処理費につきましては、11節需用費、13節委託料、15節工事請負費で北排水処理場ほか9か所の処理場に係る光熱水費、維持管理委託料、排水処理場補修工事が主な支出であります。 次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、職員の人件費のほか、180、181ページの19節負担金補助及び交付金で道路関係同盟会の負担金が主な支出であります。

2目道路維持費につきましては、市道全線に係るもので、11節需用費で道路照明や消雪施設の 光熱水費、道路施設や除雪車両の修繕費、13節委託料で除排雪等に関する委託料、14節使用料及 び賃借料で除雪車等借り上げ料、182、183ページの15節工事請負費で道路及び消雪施設補修工事、 18節備品購入費で除雪車両の購入費が主な支出であります。

3目道路新設改良費につきましては、市道の地域要望に関するもので、13節委託料で道路事業 測量設計等委託料、15節工事請負費で道路改良、舗装新設、道路融雪施設、側溝新設改良の工事 請負費、17節公有財産購入費で道路事業用地購入費が主な支出であります。 4目橋梁維持費につきましては、13節委託料で1巡目の橋梁点検終了に伴い、橋梁長寿命化修 繕計画策定業務委託料、184、185ページの15節工事請負費で橋梁補修工事が主な支出であります。 次に、3項河川費、1目河川総務費につきましては、13節委託料で河川の除草を行う河川環境 整備委託料、19節負担金補助及び交付金で河川や海岸等の協会負担金が主な支出であります。

2 目風倉発電所費につきましては、県のダム管理経費等負担金が主な支出であります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員の人件費のほか、186、187ページの13節委託料で、社会資本整備総合交付金の事業であり、その事後評価を行う中条駅西口周辺整備事業調査等委託料が主な支出であります。

2 目街路事業費につきましては、13節委託料で中条駅のエレベーター保守点検委託料、施設管 理運営委託料が主な支出であります。

3目公園費につきましては、13節委託料で白鳥公園ほか各種公園の管理委託料、14節使用料及 び賃借料で国際交流公園、森林公園の借地料が主な支出であります。

188、189ページの4目緑化推進費につきましては、街路樹や植栽升の緑地管理委託料が主な支出であります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費につきましては、職員の人件費のほか、11節需用費で市営住宅等の修繕費、13節委託料でエレベーター保守点検委託料、15節工事請負費で市設、県営、市営住宅の補修工事、190、191ページの19節負担金補助及び交付金で住宅建築リフォーム及びブロック塀等安全対策支援事業補助金が主な支出であります。

2目住宅建設融資費につきましては、住宅建設及び宅地購入資金貸付金預託金が主な支出であります。

以上で第8款土木費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。 森田委員。
- ○委員(森田幸衛君) 中条駅西口の事業に絡めての質問なのですけれども、漠然とした質問で申し訳ありませんけれども、西口が開放されて、駅西に住んでいる人たちにとっては通勤、通学も格段に利便性がよくなったのは言うまでもないのですけれども、同時に期待されていた西口の発展していくという部分で、今駐車場の前に居酒屋さんとか食べ物屋さんがあるのですけれども、一番最初からやっていたラーメン屋さんが今もういないので、私も4連休の途中でお昼行ったのですけれども、ほとんど人がいないのです。それは様々な事情があるかもしれませんけれども、せっかく来てくれた店をやる人たちが去っていくというのは何とも言えない、寂しいというか、むなしいという感じなので、今後行政として活性化について何か手だてが考えられるのかどうかという質問なのですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。

○市長(井畑明彦君) お答えいたします。

さすがにラーメン屋さんがはやらなくなって残念ながら撤退したと、市役所何とかできるかといったら、そのラーメン屋さんだけスポットを当てるということはできない。ただ、森田委員の言われるように、確かにまちの活気、そういったことの中で一つ一つの商店なりが盛り上げてくれているといった、そういった側面はやはり大事に考える必要はあるのだろうと、そこに思いをはせる必要はあるのだろうというふうに捉えています。今我々が、ラーメン屋さんがお店を畳んだといったところが例えばコロナ禍によるものなのか、あるいはその他の事情、お客様が入らなかったとなると、これはなかなか難しい部分があるわけですけれども、行政が関わりの持てる中で何らかの支援、それが一般的なものを超えて特別な支援ができるかというと難しい部分はありますけれども、その辺りの部分、我々が分析し切れていない部分を何らかの情報をお尋ねしたりしながら、そのラーメン屋さんに関する部分、あるいはその他の商店の方々に対する我々の側から、行政の側からの支援などが何らかの方策として具体化できるものがあるのかどうかちょっと探ってみたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 189ページに市営住宅の補修工事費が載っておりますけれども、市営住宅の募集をしていく基準として、古い住宅の順からやるのか、比較的ニーズが高いようなところを、外壁等をやってきているのか、東牧住宅のほうは外壁を順次塗り替えて改修してきていましたけれども、政策住宅は別として、どういった基準で補修を計画しているのか、お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 市営住宅の改修といいますか、補修につきましては、今年度で市 営住宅の長寿命化計画を策定しているところであります。そちらのほうで今後どのような形で補 修していくかという基準的なものを定めていきたいと考えております。よろしくお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺栄六君) 北東牧団地11棟ありますよね。平木田街道に向かって右側の11棟ぐらいのところ、そんなに古くはないほうなのですけれども、外壁を1棟だけ塗り替えていましたけれども、これは老朽化が著しくて外壁を補修したのか、あるいは順次ほかの棟もやっていくのか、お願いしたいと思います。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 今委員の言われた外壁を補修したところですが、あそこはやはり 老朽化が激しくて改修を行ったというところです。そのほかにつきましても、今計画している長 寿命化計画の中で北東牧の住宅も含めて計画を定めていきたいと思います。よろしくお願いしま す。

- ○委員長(小野德重君) 羽田野委員。
- ○委員(羽田野孝子君) 関連してですけれども、市営住宅ですが、今までのやり取りの中で耐震上問題のあるところもあるのだというようなお話も聞こえてきましたし、住宅に付き物のシロアリについて調査されているのか伺いたいと思います。大体1,200万円だけかけていらっしゃるのか。そうしますと、長寿命化の計画でいくともう少し予算がかけられることになるのでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 担当課のほうからシロアリのことについてお答えをさせていただきますが、 私のほうから少し総論的な部分だけ触れさせていただきます。

今回の一般質問でもお答え申し上げたのですが、胎内市は県内の全ての市町村の中でそもそも 公営住宅が充実している住宅であるか否かということで、参考としてパーセンテージを申し上げ ますと、県内の市町村の平均は全ての住宅の中の1%いくかいかないかぐらいが公営住宅で、あ と残りが私、民間の賃貸住宅であったり、一戸建てであったりしています。胎内市が3%ですか ら、非常にこれまで手厚く公営住宅を整えてきたと、だから維持管理、補修に関してかなりのお 金がかかっているという、そういうことが実相としてございます。

今担当課長のほうから申し上げました長寿命化なのですけれども、やはり財政事情も勘案し、しかしニーズもあるといった中で、どのような方向づけを行っていったらいいのか。やはり中にはさすがに老朽化が激しいので、それはもう補修するのを終わりにしようというふうな選択肢も出てこようかと思います。我々なかなか難しいのは、長寿命化と、それからこれから先一体何%ぐらいを目標に公営住宅を整備していったらいいのか、いけるのかといったことを考えなければいけない。もちろん潤沢に整えていくのであれば、全体の中の5%ぐらい整えられればそれは理想なのですけれども、とてもとてもそういうことはかなわないということの中で、やはり取捨選択をきちっとして、でも本当に必要な人、中には待機待ちの人も、それなりの所得がないわけではないのだけれども、公営住宅だったらなお安くていいねという方もいらっしゃいます。その方々全でをカバーするということはさすがに難しくて、その辺りをいわゆる分析なり評価なりを行って、そして個々のところに当てはめていくような、そういったところで臨みたいと思います。シロアリに限らず、いろんな項目がそういった全体像の中で分析を経て手当てをしていくという流れになりますことをご了解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) シロアリにつきましてですが、特別シロアリの調査をやっている わけではないのですけれども、例えば昨年つつじが丘の学校連携施設の工事をやったときに、中 を見てみたら物すごくシロアリが出てきたと、そういった事例もございます。そうすると、その 付近はもしかしたらかなりシロアリが入っているのではないかということも考えられますので、 今後住んでいる方に情報提供をお願いするなどしていきたいと思いますので、よろしくお願いし

ます。

また、長寿命化計画を立てることによって工事費が増えるのかというのは、ちょっと今の段階では何とも申し上げられませんので、よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 羽田野委員。
- ○委員(羽田野孝子君) 今回の一般質問のときに住宅を回ってみて感じましたのは、隣に住んでいる人は隣が空いているから、貸してもらいなさいとおっしゃるし、市役所に行くと、あそこは汚れがひどいとかなんとかだから、とてもではないが、貸せないのだとおっしゃる、ここら辺がどうなっているのだろうと。だから、住んでいる方たちの認識がどうなっているのだろうと不思議に思いましたので、それは市長さん、どんなふうにお考えになるか。
- ○委員長(小野德重君) 羽田野委員に申し上げますが、あくまでも決算審査なので、決算審査に 沿った質疑をしてください。

井畑市長。

- ○市長(井畑明彦君) いずれにいたしましても、公営住宅というものをいかに市民の皆様に提供していくかということに関わってくるわけでございまして、個々具体のところはお一人お一人の捉え方が違ったりなどしていることはあろうかと思います。ただ、我々が例えばここが空いている、ここが補修が必要だ云々というのは、様々な人がどう捉えるかということにかかわらず、客観的に本当に必要なところはきちっと補修をする、それからそうでないところは補修はしないといった部分、大事なことは明確で客観的な基準の中で手当てをしていくことに尽きようかと思いますので、我々の担当のほうで恣意的な、感覚に頼った維持補修は行っていないはずでございますけれども、ご指摘の部分さらに点検をして、しっかりと今申し上げたようなことが満たされていないケースがあるならば是正をして、しかるべく対応し、望む方にはせっかくあるところを使っていただけるような最大限の配慮をさせていただこうと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺宏行君) 186ページの公園費の関係なのですが、胎内市も、大とは言わないけれども、中小の公園結構あるのですが、本当に、こんな言葉失礼なのですが、まともな公園というのは一つもないのだよね。というのは、例えば遊具等々が管理され、整備されているところは、これすばらしい遊具だなといったら樽ケ橋、お金出して入らないと遊具を使えないとか。だから、実際この前も国際交流公園に行ったときに、テニスコートだけは常に満杯なのだよね。その上のかなり広い芝の生えた広場というか、あそこというのはほとんど人いないのだよね、休みでも。何でというふうな見方をすると、やはり子供を連れていっても遊具とかそういうの何もないというのだよね。確かにおっしゃるとおりだなというふうに思うのだけれども、やはり子育ての人たちがいつも言うのは、何で胎内市というのは公園というのがちゃんと整備されていないのと。五十公野公園行ったり、紫雲の郷行ったり、そういうところに出向いていって、胎内市には公園という

のはいっぱいあるのだけれども、ただの公園だね、ただの公園だねというか、そういう遊具等はほとんど整備されていないと。あそこの国際交流公園というのは、実際あの芝生の上というのはこれから何かやるのですか。芝の広いスペースあるよね。奥に行けば小川みたいなのちょっと流れているのだけれども、あそこはあのまま、芝のままでずっとそのままですか。例えばこれからあそこに遊具とかいろんなものを、設備とかそういうのを置くのか。本当にテニスコートだけが公園みたいな感じになっているのです。その辺どうなのですか。

- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) そもそもの部分からお答えしなければいけませんけれども、胎内市にろくな公園がないというのは当たっていないと思います。別に当たっていない。しかも、公園を整備するというのは二、三年でどうこうではなくて、何十年来そういうふうな状況があるとしたならば、それは課題としてあったのだろうというふうに捉えるのが正鵠な捉え方であることは間違いなくて、では今こういうふうになってきたものを何年間かの間にすぐ整備できるかといったらできるはずもないというのが素直な、正直な答え方になろうかと思います。国際交流公園の上のほうに限らず、その他で整備していって、なおかつ利用に供し得るものがあれば供していきたい、そういうことになろうかと思います。今現在公園のグランドデザインのようなものが率直にはないわけでございますが、ただ申し上げたいのは、例えばストレートに関連づけられるものではないけれども、かつてといいましょうか、今生涯学習施設についてどういうふうな公園にしていきましょうかというそのくくりの中で、町なかにある生涯学習施設という考え方もあるし、例えば嘉平山のようなところに公園もあるし、生涯学習施設もあるしと、こういうふうに捉えていく、計画をつくっていくという2つの考え方が少なくともあるのだということはお伝え申し上げられようかなと思っております。

あと最後は、それともう一つあるのは、これはかつて議会でもお答えしましたように、胎内市にも幾つかの公園は少なくともあるのだと。樽ケ橋、それから胎内平、その他にもあるのだと。遊具がある公園が全てではなくて、遊具というのは確かに小さな子供たちのためにはあったほうがよくて、それが委員ご指摘のさえずりの里であるとか、五十公野公園であるとか、すなわちフルセット主義でどこの市町村でも全部公園があるということはそもそもが時代に即していない考え方でもあろうと思うわけでございます。すなわち、さえずりの里はではどういう公園なのですかと。それは新発田市にあるけれども、県営なわけです。だから、県営のものがすぐ近くにあるということをメリットと感じていただくことだってあってしかるべきだというふうに思うわけでございます。何もあそこのかいわいの藤塚浜の方だけのものではないから、フルセット主義を脱却しつつ、そして近隣にあるものは利用しつつ、なおかつでは胎内市にはどういった公園があって、子供たちにはどういう場所を提供したらいいのか、いけるのか、そういう視点で捉えてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員 (渡辺宏行君) - 今ある公園、例えば国際交流公園ってあんな広いスペースです。あそこは 本当に芝刈るにしたって容易ではないと思うのだけれども、そこにでは子供たちとかそういう人 たちは集っているのかどうか。たまに見ると、犬を散歩させたりとか、そういう人はいるけれど も、本当に子供を連れてあそこで何かするというのはあまり見ないね。よく言われるのは、市長 にも要望書を提出したよね、連合で。労働組合の要望書を。あそこでまず何をしてもらいたいと いう子育ての若い人たちのあれからすると、公園を整備してくれという声が結構上がっているの です。休みの日でも子供を遊ばせる場所がないから、五十公野とか近隣の市町村の公園に行って いると、これ現実なのだよね。本当にそういうせっかくある公園だったら、例えば遊具でもある 程度整備すれば立派なところになるのではないのかなというふうに、例えばこれから生涯学習セ ンター、嘉平山どうなるのかはっきり分からないのだけれども、これからそういうのを造るのも いいのだけれども、今現にある、もったいない、百四十何万円も借地料払っているのだよね。も ったいない。逆に遊具を整備しても、あの広さだったら相当本当に胎内市の子育ての子供連れと か結構行くと思うのだよね。そういうのを整備していったらどうなのかなと、せっかくあるもの ですから、というふうに思っているのです。あと、正直言って、まともな公園って失礼なのだけ れども、本当に整備されているというのは少ないと思うのです。十分満足されていると市長思う かね。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 先ほど申し上げましたように、十分満足しているというふうに言っているのではなくて、ずっとそういう積年の部分が重なってきて、例えば国際交流公園なんかは、確かに委員の言われるようにそこがいい場所で、かなりの方が訪れられ得るということであるならば、それを否定しているものではないのです。ただ、駐車場の問題とか様々な部分を考えないといけないから、公園1つ大きなものを整えるというのはそんな簡単なことではなくて、確かに遊具を置けばそれでいいという話ではなくて、植栽、駐車場、そういったもろもろのことを考えて、まさにグランドデザインをしっかりさせなければいけないだろうと。要望としてそういうことは、それこそもしかしたら、今申し上げたように、今生じた要望ではなくて、何十年前からずっとあった要望が形として具体化されて、それに対する答えがなされてこなかった部分がありますので、では1つなのか、2つなのか、遊具なのかどうなのかというのは重々考えた上で、できる部分はもちろんやっていきますけれども、小さな公園がいっぱいあり過ぎているということがあるのです、一方で。それはだから遊具を、ある集落については子供もいないけれども、遊具があって、それを撤去しなければいけないとか、そういったことも一方ではあるのです。では、大きな公園を幾つ造るのか、できれば小さな公園もあったらいいのかとか、悩ましい部分は確かにあるので、

だから今申しましたように、課題として認識していないわけではないのだけれども、しっかりと その辺り、今ある公園はどうするのか、小さいところはどうするのか、そのままなのか、大きな ところにある程度集約して整備をするという方向で臨むのか、そういう視点で考えたいというふ うに思っております。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺 俊君) 地域整備課に上がってくる要望書というか、令和元年度に上がってきた要望書、行政区というか、団体であれ個人であれ、大体どのぐらいの件数ありましたか。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 令和元年度に上がってきました要望書は14件であります。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺 俊君) その中で回答書を出して、例えば財政難、財政事情を考慮して計画的に整備していきますと、こういった回答はどれくらい、パーセンテージとして。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 過去はそういった回答をしてきていたのですけれども、元年度からはそれでは市民の方は分かりにくいだろうということで、回答書の内容も変えて、先が見通せるような内容で回答しているところです。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺 俊君) 例えばさっき市長さんが何十年も前から要望書がどうのこうの、それがあれだという話あった。例えば5年前は、ではそういう回答はあり得たと。それに対する対応はどうしているのですか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 事実をそのままお伝えいたしますと、渡辺委員が言われるように、かつて多くの要望が寄せられて、これも一般質問でもちょっとお答えいたしたところでございますけれども、残念ながら過去には財政事情を勘案し、優先順位を定めて対応いたしますという回答がほとんどでございました。それは一番いけないことだと。やはり踏み込んで、要望してきてくださった方にいついつ頃にはできそうだと、残念ながらここの優先順位は非常に低いので、当面できませんと、急を要してなおかつできるものについては重要度に鑑み、速やかに対応させていただきますと、ここ二、三年でしょうか、担当課としてもそのように回答するよう私からも全て指示を出して、全て決裁をしてお答えするように区長さんにはお答えさせていただいているところでございます。

なおかつ申し上げますと、私がもう一つ、地域整備課に限らないのですけれども、全ての案件 について話をしているのは、まさにこれも渡辺委員の言われるように、地域の方々とお話合いを 重ね、そして納得いただけるような、そういった合意形成を図って、そして回答申し上げるようにという手続、これは例えば今冬に備えての消雪パイプその他についても全く同様で、ほぼ全ての案件について現場を確認すること、それから区長さんとお話をすること、そしてしっかりと厳しい内容になろうとも明確なお答えをすること、このように徹底し始めておりますことをご理解賜りたいと思います。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺 俊君) ここ二、三年は丁寧に対応しておられるということで、それは理解しましたけれども、それ以前のものに関してはどうなっているのですか。ここ二、三年の対応と同じように遡ってしておられるのか。以前出た要望書に、それが計画的に整備されていなくて。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 以前に頂いた要望書というか、全ての要望書に関しましては、一覧表にしまして、計画的に整備をしますという回答にはなっていますけれども、一覧表の中で優先順位を決めて、1年で少しずつ改善されていくような形で工事を進めております。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺 俊君) 5年も10年も……
- ○委員長(小野徳重君) 渡辺委員、決算審査なので、公園整備は大事なのだけれども……
- ○委員(渡辺 俊君) 令和元年……
- ○委員長(小野德重君) あくまでも決算審査に基づいた質疑なので、それに沿った質疑をお願い します。
- ○委員(渡辺 俊君) そのつもりでやっているのですけれども、違いますか。
- ○委員長(小野德重君) 大事な話だけれども、こういうのについては一般質問とかそういう場でできれば質疑してもらって、あくまでも決算についての質疑をお願いします。
- ○委員(渡辺 俊君) 一般質問で。
- ○委員長(小野德重君) できれば、可能であれば。
- ○委員(渡辺 俊君) 変かもしれない。
- ○委員長(小野德重君) やってください。
- ○委員(渡辺 俊君) 区長さんも替わるわけだよね、2年ぐらいで。そうすると、その集落の人 <u>も</u>区長さん替わると忘れてしまうね、5年前に出した要望書は。今回例えば令和元年度にもう一 回出しましょうとなった場合、いや、事前に出したのだよと。その辺が計画的な整備というのが 集落の人たちが分かっていないわけ。担当課には一覧表あって、優先順位決めてやりますという けれども、そこをちょっとやはりポイントとして集落に教えてくれればありがたいなということ なのですが、私の要望です。

- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) お答えいたします。

そこも渡辺委員のご指摘非常に大事かなと思っております。それがゆえに、先ほど過去の、例えば5年前のはどうなっているという部分についても全部把握できるもの、そして一覧にできるものを一覧にしました。そして、ここも委員の言われるように地区の方々、区長さんも替わりますし、今現在どういうふうになっているかも含めてお話合いをして、そしてどうだろうといったところを尽くしていこうと、担当課なりに足を運んでお話合いをさせていただいているところでございます。確かに前の区長さんは要望したけれども、俺はいいという方も中にはいらっしゃいます。その逆もあり得ます。逆もあるので、かつてこういう要望があって、今現状を踏まえてお話合いをさせてもらいに来ました、皆様、いかがでしょうか、どのようにご不自由、ご不便を感じていらっしゃいますでしょうかと。胎内市全体の優先順位の話もさせていただいて、そして難しいながら一つ一つ解決に向けていけるように取り組んでおりますこと、ここもご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 側溝の改良あるいは新設工事のことですけれども、一般質問でもいろいろ 議論があって、排水が間に合わないところが例えば若松町にありましたよね。去年若松町の産業 道路沿いというか、産業道路に近いほうの側溝を工事して排水をよくしたということになっているのですけれども、地域の人にしてみればなぜあんな高いところなのだろうと、もっと低いところにすべきだったのではないかということを言われる人もいるわけです。例えば若松町でもずっと信号まで来るその手前で、電気屋さんの前辺りは低くて、よく電気屋さんの冷蔵庫だとか洗濯 機がぷかぷか浮いたときもあったわけです。あそこは低いから、全部側溝を造って、あそこは物すごくよくなったのです、排水が。だけれども、やはり中条屋さんから産業道路側のところがまだまだ、この前も7月末も8月末もすごくて、だけれども側溝を造ったけれども、高いところだったから、どうなのだろうという意見が、意見がって地域の人が言うものですから、あの辺はなぜ産業道路側のあんな高いほうに設置して、もっと低いところにしなかったのかというのは何か根拠あったのですか。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 産業道路側に設置した側溝につきましては、地下浸透の側溝なのですけれども、区長さんと現地を立会いしまして、大雨が降ったときの状況をお聞きしながら、まずここの場所からが一番いいですねというお話であの場所に設置させていただきました。また、信号機側のほうにつきましては、道路上に地下浸透ますがかなり大きなものが入っていますので、そこはだいぶ解消されてきたと思っております。また状況を見ながらどんな整備が必要なのかというところを検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 確かに信号に近いところはかなりの大工事で、本当にあそこは前に比べると物すごくよくなって、前は通行止めもして湖になるような感じだったけれども、それから今度こっち側が本当に7月末、8月末の雨のときは物すごいわけです。しかも、北公園のほうまで、自転車屋さんのほうまでずっと来るわけだ。だけれども、本当に10分、20分、30分ぐらいで引けてしまうので、一瞬なのですけれども、それでもかなりの雨が店の中までとか車庫の中まで入るという状況がずっと続いていたので、あそこに側溝を去年造ったというけれども、やはり高いわけです。産業道路側というのは高いから、そこの排水だけで終わらずに、そこの排水が終わってまだ水たまりが残る部分があるので、そこまでもやはり含めて側溝を延長すべきだという、延長しなければあそこは改善できないのではないかという指摘があるのですが、今年はやる予定もないようですが、その辺は今後計画すべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- 若松町に関しては、ここも一般質問でもお答えいたしましたように、渡辺 ○市長(井畑明彦君) 委員から星の宮の関係もありました。その他もありました。だから、全てを捉えながら優先順位 を定めていかなければいけないのだろうと、このように考えています。一般質問のときもお答え いたしましたように、若松町はやはり優先順位が高いという認識しっかり持っています。ここは、 やはりさすがに限られた予算であるから、若松町もそうだけれども、その他のところも順次やっ ていくしかないわけでございます。なかなかいたちごっこの様相、すなわち側溝を整備する、様 々な排水対策を講じる、しかし一瞬にして降る雨の量が年々、年々増えてきているような、そう いった気候変動の要因があって、どんなふうに整備していったらいいのだろうと。実は河川など についても今国のほうでは新たな整備方針というか、防水、土砂災害対策を講じているといった ところもあって、我々も優先順位を定めつつ、なおどれが効果的なのか、だから若松町に限らず 全てのところについて考えてまいりたいと思っておりますし、それ以外のところについても配慮 しなければいけないところは十分ある。星の宮その他のところも十分配慮すべき区域から外れて いることではないし、胎内市全体について様々な市街地の形成によって新たに手当てをしなけれ ばいけないところもあるかもしれない。そのような中で若松町も捉えておりますし、決して今の ところで十分万全だと認識しているわけでないことをご理解賜りたいと思います。

以上です。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 確かに住宅地というのは排水がされなくて、コンクリート化したり、アスファルト化することによって地下浸透が物すごくできなくて、どんどん、どんどん低いところ、低いところに流れていくので、そこは当然担当課でも承知しているとは思うのですけれども、さっき市長が言われたように、集中的な雨で一瞬にして水かさが増えるというのが最近の特徴です

よね。そこはやはりそれなりの改善方法という形で考え直すこともあるのではないかなというふ うに思いましたので、要望という形にしておきたいと思います。

それから、191ページの住宅リフォームのことで決算ありますけれども、かなり予算に比べて決算が少ないなという感じですけれども、これ件数でどれぐらいになるのですか。

- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 件数につきましては、91人の方から申請がありました。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) それで、かなり当初予算に比べて余ったわけですけれども、これ余ったのですか、それとも申請したけれども、駄目だった人がいたというか、そういうことも含めてなのですか。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 住宅リフォームにつきましては、当初予算で1,200万円だったのですけれども、それに対して1,114万8,000円ということで、80万円ほど余ったという形にはなっているのですけれども、申請して、工事内容が変更になって、上限が15万円ですけれども、15万円まで上がるという方もいらっしゃるので、ある程度余裕を残して執行しているところです。以上です。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) そうすると、これはブロック塀のほうの関係が余ったということですか。 そういうことなのですか。それで、住宅リフォームのことで言えば、ここ10年ぐらいずっと続けてきていますけれども、胎内市の持家というのはかなりあると思うのですけれども、持家の中で、この間と言っていいのか、元年度だけでいいのか、どちらでもいいのですけれども、どれくらいの、何割ぐらいの持家の人たちがこれを利用したかというのは大体分かりますか。
- ○委員長(小野德重君) 田中地域整備課長。
- ○地域整備課長(田中良幸君) 住宅リフォーム事業は平成21年度から行っておりますが、全体で 2,314人の方が申請しております。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 7,000から8,000ぐらい持家が多分あると思うのです。まだまだやはり利用 しようと思えばいるというふうに、政策的には必要な制度だということで理解していいか。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) もちろん例えばパーセンテージから見てさらに潜在的な需要があるのかど うか、これは考えていくべきだと思います。潜在的な需要があって、それにお応えできるのであ ればということはもちろん考えつつ、しかしその一方ではリフォームを望む人とリフォームをす るために支援をしなければなかなか要望に応えられない方なのかどうかというのは、これ一応区

分けして考えていかなければいけないというのもあるのだろうと。まさに限られた財源であるわけですから、もちろんリフォームをされる方は補助金があればそれにこしたことはないねというふうにお考えになる方がいらっしゃる、それはそのとおりなのでしょうけれども、しかし補助金があろうがなかろうがリフォームを必要とされる方はできるし、やっていくしということなのかどうなのか、まさに需要の中身を見定めていって、そして対応していくということになってこようかと思います。

以上です。

○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。

席の入替えありましたらお願いします。

それでは次に、第9款消防費について説明願います。

田部総務課長。

○総務課長(田部雅之君) それでは引き続きまして、第9款消防費についてご説明させていただきます。

192ページをお開き願います。1項1目常備消防費では、消防署等の常備消防に係る経費を賄うための新発田広域事務組合の負担金でございます。

2目非常備消防費につきましては、1節報酬では消防団員の報酬が主なものであります。令和元年度末の消防団員数は、女性12名、男性680名の合わせて692名でございます。また、9節旅費の費用弁償は、火災による出動9回、演習、訓練など30回、合わせて39回の消防団員の出動に要した経費であります。11節需用費の消耗品費では、消防団員の活動服等が主な支出であります。19節負担金補助及び交付金では、消防団員の退職報償負担金等のための市町村総合事務組合の負担金を支出いたしております。

次に、3目消防施設費の15節工事請負費では笹口浜地内の消防器具庫の建て替え工事などを実施したものでありまして、18節備品購入費では小型ポンプ2台を購入いたしました。めくりまして194ページ、19節負担金補助及び交付金は、消火栓3基の設置工事費の負担金であります。

4目防災費の3節職員手当等では、昨年6月18日に発生しました新潟・山形地震、10月12、13日の台風19号による職員の時間外勤務手当であり、11節需用費の修繕費では、本庁舎内の防災行政無線電源装置の蓄電池の交換が主な支出であります。13節委託料では、防災行政無線保守点検委託料等に要した経費が主な支出であります。19節負担金補助及び交付金では、防災士養成事業負担金、防災士の養成を市で負担するということで、令和元年度は29名分の負担金を支出してございます。あわせて、自主防災組織に対する補助金ということで14件の支出を行ったものが主な支出となっております。

以上で第9款消防費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小野德重君) それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第9款の質疑を打ち切ります。 席の入替えありますか。

次に、第10款教育費について説明願います。

佐久間学校教育課長。

○学校教育課長(佐久間伸一君) それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。

決算書の196ページ、197ページをお開きください。第1項教育総務費におきましては、1目教育委員会費及び2目事務局費の教育委員会委員報酬及び職員給与費等の人件費が主なものであります。198ページ、199ページにお進みください。19節負担金補助及び交付金では、新潟食料農業大学開学支援補助金、ふるさと体験学習推進事業補助金等を支出いたしました。

次に、2項小学校費におきましては、1目学校管理費の7節賃金は、各小学校の特別支援学級の介助員、そして技能員及び補助教員等の賃金であります。200ページ、201ページにお進みいただきまして、12節役務費は校務支援システムの運用に伴う通信運搬費、13節委託料は各小学校の通学バス運行委託料が主な支出であります。14節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しておりますコンピューター及びソフトウエアのリース料金のほか、各小学校の校外学習活動のバスの借り上げ料が主な支出でございます。202ページ、203ページにわたりまして、15節工事請負費は小学校全普通教室エアコン整備工事、黒川小学校ブロック塀改修工事、中条小学校第1理科室床改修工事、築地小学校体育館照明ランプ交換工事が主なものであります。なお、繰越明許費は小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業であります。18節備品購入費では、故障により更新いたしましたきのと小学校と築地小学校の放送設備購入費を支出いたしました。19節負担金補助及び交付金は、コミュニティ・スクール推進のための補助金が主なものであります。22節補償補填及び賠償金は、3月の臨時休校により影響を被ったスクールバス運行業者の体制維持を支援するため、補償金を支出いたしました。

続いて、2目教育振興費では、13節委託料は英語指導講師派遣委託料、20節扶助費は要保護、 準要保護児童生徒援助費が主な支出であります。なお、記録的な少雪により中止となりましたス キー授業に係る経費の支出はございませんでした。

次に、第3項中学校費におきましては、1目学校管理費の1節報酬は、新たにコミュニティ・スクールとなった築地中学校、黒川中学校の学校運営協議会委員、また新たに配置いたしました部活動指導員の報酬を支出いたしました。204ページ、205ページにわたりまして、7節賃金は、各中学校における特別支援学級の介助員、そして補助教員及び技能員並びに胎内市適応指導教室さわやかルームの指導員等の賃金であります。12節役務費は小学校費同様、校務支援システムの

運用に伴う通信運搬費、13節委託料は各中学校の冬期通学用バス運行委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、各中学校に設置しておりますコンピューター及びソフトウエアのリース料金等でございます。15節工事請負費は、中学校全普通教室エアコン整備工事、中条中学校通級指導教室整備工事、乙中学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事が主なものでございます。なお、繰越明許費は小学校費と同様、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業であります。206ページ、207ページに進みまして、19節負担金補助及び交付金は、コミュニティ・スクールの推進や各種体育大会等に出場するための遠征費の補助金が主なものであります。22節補償補填及び賠償金は、小学校費同様、3月の臨時休校により影響を被りましたスクールバス運行業者の体制維持を支援する補償金が主な支出でございます。

続きまして、2目教育振興費におきましては、13節委託料は小学校と同様、英語指導講師派遣 委託料、20節扶助費は要保護、準要保護児童生徒援助費が主なものでございます。

次に、第5項学校給食費、1目学校給食費でありますが、黒川地区自校式調理場及び学校給食センターの運営費でありまして、自校式調理場職員の職員給与等の人件費、11節需用費は自校式調理場及び学校給食センターの光熱水費、208ページ、209ページに進みまして、13節委託料は学校給食センターの給食調理配送業務委託料、19節負担金補助及び交付金は週4回実施しております米飯給食に係る地元産のコシヒカリと標準米との差額を補助する負担金が主な支出であります。なお、令和2年度から黒川小学校、黒川中学校が自校式からセンター式に移行することに伴い、15節工事請負費及び前のページの11節需用費において、令和2年度からの統一した食缶等の購入や学校から給食センターへの調理機器移設のための工事について支出いたしました。

次に、第6項社会教育費、1目社会教育総務費は、職員15名の給与及び各種手当が主なものであります。8節報償費の社会教育活動出場激励費は、社会教育関係で全国大会に出場した団体や個人に差し上げている激励費で、令和元年度はピアノや生け花などの大会で全国大会に出場した方に支給しました。210ページ、211ページに進みまして、19節負担金補助及び交付金の国民文化祭胎内市実行委員会負担金は、新潟県での国民文化祭開催に伴い、胎内市での関連イベント開催に係る負担金であります。

次に、2目生涯学習推進費、8節報償費の運営委員指導員謝礼は、放課後子ども教室や学校支援地域本部のコーディネーター等への人件費及び関係経費であり、生涯学習施設整備検討委員謝礼は、生涯学習施設の整備に係る検討委員会及びワークショップ開催に伴う謝礼でございます。

続きまして、同ページから215ページにわたります3目文化財保護費は、文化財の保護、発掘調査分析、イベント開催等に関する経費であり、主なものとしましては、212ページ、213ページの7節賃金で遺跡発掘調査等賃金では、遺跡資料室での発掘調査の報告書を作成する上での補助員の賃金や日常的な発掘業務に対する賃金であります。13節委託料の城の山古墳整備活用計画策定委託料は、城の山古墳の整備活用に係る計画策定に要した経費であり、イベント関連業務委託料

は、板額の宴開催のため、会場の設営や警備等に要した経費であります。

次に、214ページから217ページにわたります4目公民館費は、公民館の管理運営のほか、各種講座やイベントに要した経費であり、214ページ、215ページの7節賃金は、中央公民館、黒川地区公民館に勤務する臨時職員2人分の賃金であり、13節委託料の施設管理委託料は、これら2つの施設の平日の夜と休日の職員がいない時間に貸し館があったときの管理をお願いしている費用であります。

216ページ、217ページに進みまして、5目産業文化会館費は、産業文化会館の貸し館業務のほか、施設管理運営にかかった経費であり、11節需用費の光熱水費は電気料が主なものであります。また、13節委託料の自主事業公演委託料は、産業文化会館の自主事業であり、令和元年度はゴスペルコンサート、ピアノデュオ、マジックショー、映画の上映を行いました。また、施設管理業務委託料は、施設の受付業務と舞台操作業務を民間に委託した費用であります。218ページ、219ページの15節工事請負費の施設整備工事は、舞台照明調光操作卓改修工事に係る経費であります。

次に、6目図書館費は図書館の管理運営に関する経費であり、7節賃金は臨時やパート職員合わせて5名分の賃金であります。11節需用費の図書は、図書2,096冊の購入に要した経費であります。

続きまして、以下各施設の管理運営に要する経費についてであります。 7 目陶芸研修所管理費は半山にあります陶芸研修所に要する経費であり、220ページ、221ページの13節委託料は陶芸教室講師に支払った費用で、年間延べ24回の講座を行いました。

次に、8目郷土文化伝習館費は樽ケ橋にあります郷土文化伝習館に要した経費で、7節賃金は 臨時職員1名の賃金であります。

次に、9目鉱物・陶芸館費はクレーストーン博士の館に要した経費であり、13節委託料の施設 管理業務委託料は民間業者による受付や管理等に要した経費であります。

次に、同ページから223ページにわたります10目文化教育交流促進施設費は胎内自然天文館に要した経費であり、222ページ、223ページの13節委託料の施設管理業務委託料はクレーストーンと同様、受付、管理に要した経費であります。

次に、11目昆虫の森費は昆虫の家に要した経費であり、こちらも管理を民間に委託していることから、13節委託料で施設管理業務委託料を支出いたしました。

次に、同ページから225ページにわたります12目郷土文化保存伝習施設費はシンクルトン記念館に要した経費であり、令和元年度から予約による運営を行っています。

次に、13目乙地区交流施設費はきのと交流館の管理運営に要した経費であり、こちらは正職員 1人、臨時職員1人の体制で運営しております。

次に、同ページから227ページにわたります14目美術館費は胎内市美術館に要する経費で、令和元年度も5つの企画展を行い、来場者数は6,221名でありました。

226ページ、227ページに進みまして、7項保健体育費の1目保健体育総務費は、職員4人の給与費や臨時職員の賃金等人件費及び健康増進とスポーツ振興のための各種大会や教室などに要した経費が主なものであります。228ページ、229ページに進みまして、8節報償費の各種スポーツ大会出場選手激励費は、北信越大会や全国大会に出場した個人、団体に差し上げる激励費であり、令和元年度は238人の方々に差し上げました。また、18節備品購入費のスポーツバス購入費は、バス2台の購入に要した経費であります。

次に、230ページから233ページにわたります2目体育施設費は各体育施設に要した経費であり、230ページ、231ページの13節委託料の社会体育施設管理運営委託料は、ぷれすぽ胎内など14施設の管理と運営の委託に要した経費であります。232ページ、233ページに進みまして、15節工事請負費の陸上競技場改修工事は、走路部分のオーバーレイや投てきサークルの補修など、陸上競技場の改修に要した経費であります。

以上、教育費全体で16億939万5,528円となり、平成30年度と比較すると1億5,392万9,977円の 増額となりましたが、学校教育課関係では小中学校全普通教室の空調設備整備工事、生涯学習課 関係では産業文化会館の調光操作卓改修、スポーツバスの購入、陸上競技場の改修などが増加の 主な要因となっております。

以上で第10款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小野徳重君) それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願います。 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 213ページの一番下なのですけれども、指定文化財等保存事業補助金という ことで上がっていますけれども、指定文化財は大体どれぐらいあるのでしょうか。神社仏閣なん かもその中にあるのでしょうか。全部の件数分からなくても神社仏閣があるか、それだけ分かれ ば。
- ○委員長(小野德重君) 佐藤生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤一孝君) 指定文化財ということで、国の指定ですとか県の指定、また市の 指定というようなことで数多くありまして、その中で神社仏閣指定されているものがございます。
- ○委員長(小野德重君) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺秀敏君) 何を聞きたいかというと、政教分離の関係で神社仏閣に対して本来ならば そういう予算つぎ込むのは難しいのではないかなと思うのですけれども、指定文化財に指定され ることによってその辺のあれがなくなるのでしょうか。政教分離の障害といいますか、そういう の。それちょっと聞きたかったものですから。
- ○委員長(小野德重君) 佐藤生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤一孝君) 例えば県の指定文化財ということで乙宝寺、弁天堂なんていうの が指定されております。ここにつきまして、今県のそういった文化財保存事業を活用しまして、

屋根のふき替え等を補助しながらやっております。

[「できるということですね」と呼ぶ者あり]

- ○生涯学習課長(佐藤一孝君) はい。
- ○委員長(小野德重君) 井畑市長。
- ○市長(井畑明彦君) 実はかなりデリケートな問題は確かにございます。そこで、文化財指定が全ての判断基準になるかというのも、これもまた厳密に言うと議論の分かれる部分ではあろうかと思います。ただし、政教分離原則は憲法からも導かれるわけでございますけれども、行政、政治が特定の宗教に対して何らかの恩恵を与える、便益を与える、あるいは逆に宗教の側から政治、行政に対して何らかの介入があるといったことを避けるがために政教分離原則というものがあるわけでございますので、文化財として慈しまれてきたものを大切に保存していくということは、宗教と政治、行政の関わりの中で行われているものではないというふうに理解して、問題なかろうと捉え、このように進めておりますことをご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 主な施策の成果の教育費の21ページのところに、キャリア教育推進事業で中学1年生が中1ハローワーク職ナビをやっただとか、子どもハローワーク事業は7事業に延べ27人の参加を得ることができたというふうに書いてあるのですけれども、7事業、27人というのは私はすごく少ない感じがするのですけれども、この辺はどう評価していますか。
- ○委員長(小野德重君) 佐久間学校教育課長。
- ○学校教育課長(佐久間伸一君) それでは、お答えさせていただきます。

子どもハローワーク事業については、こちらについては小学校から中学生までを対象といたしまして、土日等、夜間等の際の市役所または市役所関連、保育園ですとか、そういったところが行う催しについて、キャリア教育の一環として、そこに携わっていただける児童生徒を募集させていただいて実施している事業であります。令和元年度については、当初11事業予定をしておりましたけれども、気象、天候上の理由または募集はしたけれども、人が集まらなかったというようなことがありまして、結果的に7事業、そして参加人数としては27人となったものでございます。参考までに過去の人数を申し上げますと、平成30年度が37人、その前の年は49人ということで、年々人数については下がってきているというような状況下でありますので、いま一度この在り方については見直しをかけていくという方向で進めているところでございます。よろしくお願いします。

- ○委員長(小野德重君) 丸山委員。
- ○委員(丸山孝博君) 大体 6 分の 1 ぐらいでしょうか。もっと少ないか、参加者。何を目的にということになれば、働くことの意義とかそういうことでやるのですから、全生徒が対象になったにもかかわらずこの程度ということが私はちょっと理解できなくて、もうちょっと内容を知りた

いと思います。

それから、207ページですけれども、修学旅行が取り消されて、取消し料を12万7,000円元年度に支払ったということなのですけれども、コロナの関係で。その後どうなったのですか。

- ○委員長(小野德重君) 佐久間学校教育課長。
- ○学校教育課長(佐久間伸一君) それでは、2つご質問いただきましたので、初めに子どもハローワークの事業について少し詳しく説明させていただきます。

この事業については、平成28年度から行ったものでございますが、地域の事業所や祭り等で子供たちが体験活動を通じて自分の夢に向かって挑戦するとともに、郷土への貢献意欲を高めてもらうということを狙いに、ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の事業の一環として行ったものであります。なお、対象とする事業についてですが、学校の休みの日、土日、祝日、長期休業期間、参加対象については原則として小学校4年生から中学校3年生を対象としておりまして、具体的な例を申し上げますと、例年であれば4月のチューリップフェスティバルの受付であったり、または各保育園で夕涼み会、運動会とか行われる際のそういった場にお手伝いいただきながらということで進めている事業でございます。確かに人数的にはそれほど多いものではないですが、28年に今ほど申し上げた趣旨で立ち上げた事業だということでご理解をいただきたいと思います。

あと、2点目の修学旅行のキャンセル料の関係に関連いたしまして、207ページにあります修学旅行の取消し料については、市内4つの中学校のうち関西方面を予定していた築地中学校に相当する分のキャンセル料を公費から支出させていただいたものでありまして、築地中学校を含めて全て延期ということで、この秋に計画を予定していたところでございますが、やはりコロナ禍の現状から修学旅行については縮小または取りやめる方向で、それに代わる体験活動、そういった機会を各学校で設けるということで進めているところであります。築地中学校については、胎内市のロイヤル胎内パークホテルに宿泊しながら体験活動を実施するというようなことでございますし、その他の中学校については日帰りで県内で行う、またあとほかのまだ未定の学校も実はございまして、保護者等の意見を踏まえながら、その可否を今検討中だということでございまして、現在のところ代替案が決まっているのは2校、ほかの2校についてはまだ今検討中だということであります。

以上であります。

○委員長(小野德重君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第10款の質疑を打ち切ります。

席の入替えありましたらお願いします。

お諮りいたします。第11款公債費から歳出の最後までについては、一括して審査したいと思う

が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第11款公債費から歳出の最後まで説明願います。 本間財政課長。

○財政課長(本間陽一君) それでは、引き続き第11款から最後の第14款までをご説明いたします。 234ページをお開きください。第11款公債費であります。1項1目の元金は、長期債償還元金の 定期償還分で17億5,537万4,226円、借換え分で4億9,306万円、合わせまして22億4,843万4,226円 でございました。令和元年度末における長期債の元金残高は200億8,766万2,000円であり、前年度 末残高との比較では約3億7,357万4,000円の減となっております。長期債につきましては、辺地債、辺地対策事業債など交付税算入率の高いものを中心に借入れを行っており、残高の約7割が 交付税の基準財政需要額に算入されることとなっておりますことから、実質的な元金残高としましては約59億円となっているところでございます。

次に、1項2目の利子につきましては、長期債償還利子が1億639万5,307円で、一時借入金利子は基金の繰替え運用によるもので、3万9,012円でございました。

続きまして、236ページをお願いいたします。第12款諸支出金でございます。1項1目公共下水 道事業支出金は4億3,461万9,000円でございました。これにつきましては、平成30年度の普通交 付税算定におきまして、基準財政需要額として算入されました分と収入不足の補填分及び公営企 業への繰り出し基準において、一般会計で負担することとなっております公共下水道事業職員の 基礎年金に係る経費を支出したものでございます。

1項2目工業<u>用</u>水道事業支出金につきましては、企業債償還及び収支不足に係る145万6,458円を、また1項3目水道事業支出金につきましては、水道事業職員の児童手当に係る経費16万円を支出したものでございます。

続きまして、238ページをお願いいたします。第13款災害復旧費につきましては、令和元年度は 大きな災害に見舞われることがございませんで、支出はございませんでした。

続きまして、歳出の最後になりますが、240ページをお願いいたします。第14款予備費でございます。予備費の充用先につきましては、241ページの備考欄に記載されておりますとおり、31の科目に対しまして1億2,167万3,000円の充用を行っております。主なものといたしましては、2款1項6目企画費へは8節報償費ほか、各節のふるさと納税寄附金の増加に伴う必要経費に対して合計で8,473万5,000円、それから8款2項2目道路維持費への除排雪委託料として1,853万8,000円ほか、塩の湯温泉施設の温泉ポンプ修理等13件の施設設備の緊急修繕に合計で657万9,000円の充用を行っております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(小野德重君) それでは、第11款公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。 ご質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で款ごとの歳出の質疑を打ち切ります。 次に、歳入の第1款市税について説明願います。 安部税務課長。
- ○税務課長(安部孝志君) それでは、令和元年度一般会計歳入の第1款市税についてご説明させていただきます。

決算書の18ページ、19ページを御覧ください。市税全体の調定額は38億8,840万1,684円、収入済額は37億8,854万5,076円でございます。徴収率にいたしますと97.43%となっております。昨年と比較いたしますと、収入済額で2,800万円ほど、率にして0.73%の減となっております。また、一般会計歳入全体に占める割合では23.01%で、0.24ポイントの減となっております。

税目別の収入済額につきましては、1項市民税は収入済額が15億1,231万5,803円で、昨年と比較し6,800万円ほど、率にして4.31%の減となっております。

2目法人市民税が昨年と比較し6,500万円ほど、率にして14.17%の減となっており、その要因 といたしましては、大手企業の収支状況が良好でなかったことが挙げられます。

次に、2項固定資産税は収入済額が19億3,894万4,222円で、昨年と比較し1,800万円ほど、率にして0.94%の増となっております。その要因といたしましては、企業設置条例に伴う課税免除が終わり、その分の課税が増となったことが挙げられます。1節現年課税分の土地につきましては、160万円ほど、率にして0.33%の増となっております。家屋におきましては、1,980万円ほど、率にして2.54%の増となっております。償却資産では530万円ほど、率にして0.91%の減となっておりますが、経年による償却資産の減少であることが挙げられます。

次に、2項2目国有資産等所在市町村交付金は国、県が市内に所有する固定資産について交付されるもので、収入済額が3,757万5,400円、昨年と比較し150万円ほど、率にして4.21%の増となっております。その要因といたしましては、県所有の水力発電設備の機械装置等の設備投資がございました。資産税相当額の増加が挙げられます。

次に、3項軽自動車税につきましては、収入済額が1億393万5,045円で、昨年と比較し240万円ほど、率にして2.42%の増となっております。その要因といたしましては、令和元年10月から自動車取得税に代わる環境性能割が導入され、皆増となっているほか、新規車検から13年経過した経年重課の車が増となっていることが挙げられます。

次に、4項市たばこ税につきましては、収入済額が1億6,221万7,606円で、昨年と比較し280万円ほど、率にして1.7%の減となっております。その要因といたしましては、1本当たりの税率が毎年上がっていることが挙げられます。ちなみに、売渡し本数が195万本ほど減少している状況で

ございます。

次に、5項鉱産税につきましては、収入済額が6,283万6,600円で、昨年と比較し2,200万円ほど、率にして54.28%の増となっております。その要因といたしましては、石油、天然ガスの産出量の増加に加え、それぞれの単価が高くなったことが挙げられます。

次に、6項入湯税につきましては、収入済額が829万5,800円で、昨年と比較し13万円ほど、率にして1.6%の増となっております。ちなみに、収入済額は横ばい傾向にありますが、課税免除の利用者は増加傾向にございます。

次に、不納欠損額につきましては、市税全体で251万4,595円となっております。不納欠損額は 主に滞納繰越分の固定資産税で、要因といたしましては、倒産企業に係る固定資産税の時効によ り徴収権が消滅となったことが挙げられます。また、不納欠損額が多くなりますと収入未済額が 減少するといった状況にございます。

最後に、市税全体の収入未済額は9,734万2,013円となっております。収入未済額となっております各税目の調定額に対しましては2.69%となっております。

以上で第1款市税についての説明とさせていただきます。

○委員長(小野德重君) それでは、第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。ご質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについて説明願います。 本間財政課長。

○財政課長(本間陽一君) それでは続きまして、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別 交付金についてご説明させていただきます。

22ページから35ページまでの第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金の7つの款につきましては、一括で説明させていただきます。

これら7つの款につきましては、国、県からの交付金等でございまして、貴重な一般財源でありますが、景気の動向等に左右されやすい傾向にございます。平成30年度との比較では、第2款地方譲与税及び第4款配当割交付金につきましては増額となってございます。第3款利子割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金及

び第8款自動車取得税交付金については減額となってございます。この第2款から第8款までの合計額で申し上げますと、令和元年度の収入額は7億5,401万573円でありまして、平成30年度より約4,170万円の減額でございました。減額の主な要因といたしましては、令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止となったことに伴い、自動車取得税交付金が減額となったことなどによるものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。第9款地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税による個人住民税の減収分について補填するために交付されるものでございます。令和元年度につきましては、このほか自動車取得税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減分、それから幼児教育、保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金が含まれております。令和元年度の交付額は9,529万円で、平成30年度との比較では7,741万円の増額でございました。

続きまして、38ページをお願いいたします。第10款地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税の合計の収入額といたしましては45億8,046万5,000円で、平成30年度と比較いたしますと3,006万5,000円の増額でございました。普通交付税につきましては平成30年度より4,968万4,000円増額の41億1,554万5,000円、特別交付税につきましては1,961万9,000円減額の4億6,492万円でございました。

続きまして、40ページをお願いいたします。第11款交通安全対策特別交付金につきましては、 交通反則金を財源といたしまして、カーブミラー等道路交通安全施設の設置及び管理に要する経 費に充てるため国から交付されるものでございます。平成30年度より36万1,000円減額の197万 5,000円でございました。

以上で第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(小野德重君) それでは、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについて質疑を行います。ご質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で第2款から第11款までの質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(小野德重君) ご異議ないので、一括して審査を行います。 それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて説明願います。 本間財政課長。
- ○財政課長(本間陽一君) それでは、引き続き第12款から歳入の最後までご説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。第12款分担金及び負担金でございます。これにつきましては、 平成30年度と比較いたしまして1億1,629万5,303円減額の1億4,251万9,658円でございました。 減額の主な要因といたしましては、入園児保育料負担金の減及び胎内市清掃センター構成団体負 担金が、こちらがなくなったことが主な要因でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。44ページからの第13款使用料及び手数料につきましては、平成30年度と比較いたしまして2,153万1,530円減額の2億3,325万5,033円でございました。使用料につきましては、平成30年度との比較で約2,208万円の減額となってございます。主な要因といたしましては、4目3節の住宅使用料の減が主なものでございます。

はぐっていただきまして、46ページ下のほうからの手数料につきましては、平成30年度と比較いたしまして約55万円の増額となっておりまして、前年度とほぼ同程度でございました。

続きまして、50ページをお願いいたします。第14款国庫支出金でございます。平成30年度と比較いたしまして4億2,648万3,431円増額の16億767万1,062円でございました。国庫負担金につきましては、平成30年度と比較いたしまして約7,830万円の増額となっております。1項1目2節児童福祉費国庫負担金の施設型給付費等負担金の増が主な要因でございます。

続きまして、国庫補助金につきましては、平成30年度と比較いたしまして約3億4,850万円の増額となっております。こちらにつきましては、52ページのほうお願いいたします。2項5目1節及び2節の小中学校費国庫補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金と2項6目1節農業費国庫補助金の農山漁村振興交付金が増額の主な要因となっているものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。第15款県支出金でございます。平成30年度と比較いたしまして3億8,247万5,517円増額の13億2,687万8,599円でございました。県負担金につきましては、平成30年度と比較いたしまして約2,760万円の増額となってございます。

また、県補助金につきましては、平成30年度と比較いたしまして約3億4,850万円の増額となってございます。主な要因でございますけれども、58ページをお願いいたします。2項4目1節農業費県補助金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金が、こちらがございましたことによるものでございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。県委託金でございます。こちらにつきましては、 平成30年度と比較いたしまして約635万円の増となっております。主な要因といたしましては、3 項1目3節選挙費県委託金の増によるものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。第16款財産収入でございます。平成30年度と比較いたしまして約2,780万円増額の1億1,728万1,232円でございます。2項1目不動産売払収入の増が主な要因でございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。第17款寄附金でございます。平成30年度と比較いたしまして3億9,748万4,606円の増額で4億6,029万3,453円でございました。主な要因といたし

ましては、1項5目ふるさと納税寄附金が約3億9,850万円増額となったことによるものでございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。第18款繰入金でございます。平成30年度と比較いたしまして1億5,008万9,879円減額の4億8,041万8,719円でございました。2項基金繰入金におきまして令和元年度は財政調整基金及び合併振興基金の取崩しがなかったこと、また2項3目し尿処理施設運営事業基金繰入金が約3億2,500万円増えたことが主な要因でございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。第19款繰越金でございます。平成30年度から令和元年度への繰越金は6億123万7,050円でございました。平成30年度と比較いたしまして約7,930万円の増額でございました。

続きまして、74ページからの第20款諸収入でございます。平成30年度と比較いたしまして約3,400万円減額の3億9,260万8,399円でございました。主な要因といたしましては、3項5目中小企業育成資金貸付金元金収入の1,376万7,000円の減、このほか雑入におきましては、78ページをお願いいたします。78ページ、5項3目2節民生費雑入におきまして、第三の居場所運営費助成金が前年度は開設助成金でございましたが、こちらが3,000万円減となったことによるものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。第21款市債でございます。歳出の公債費でも申し上げましたとおり、交付税算入率の高い起債を中心に借入れを行っているところでありまして、令和元年度におきましては18億7,486万円の借入れを行ったところでございます。平成30年度との比較では、約9億8,646万4,000円の減となってございます。借入債を除いた金額では借入額が13億8,180万円で、12億5,830万円の減額となってございます。こちらにつきましては、平成30年度にありましたし尿処理施設整備事業及び中条駅西口整備事業に係る起債がなくなったことが主な減額の要因となってございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。歳入の最後になりますけれども、第22款環境性能割交付金でございます。こちらにつきましては、令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止されまして、自動車税環境性能割が導入されたことに伴い、新たに創設されたものでございます。当該税収の100分の95のうち47%が市町村へ交付されるものでございます。令和元年度の交付額は495万円でありました。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(小野德重君) それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて質疑を 行います。ご質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご質疑ないので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。 それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願いま す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野徳重君) ご質疑ないので、以上で認定第1号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第1号 令和元年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに 採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野德重君) ご異議ないので、これより採決します。 認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野徳重君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野德重君) ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日25日午前10時より認定第2号から認定第9号までの質疑及び採決並びに意 見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時02分 散 会